

「こどもまちプロジェクト2025-2029」に関連する事業一覧(令和8年度版)

No.	部	課	事業名	取組概要
1	経営総務部	職員課	働きやすい職場環境の整備事業	職員を雇用する事業主としての立場から、次代を担うこどもたちが健やかに生まれ、育てられる環境を整備する必要があること、また、職員へのワークライフバランスに対する概念の浸透、男性の育児への参加に対する意識変化に的確な対応が求められることから、第2次茅ヶ崎市職員の子育て支援行動計画及び茅ヶ崎市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画に沿って事業を進めます。
2	経営総務部	職員課	茅ヶ崎市職員の子育て支援行動計画の推進	本市において、職員の仕事と子育ての両立を支援するため、職員の子育て支援行動計画を推進します。
3	経営総務部	職員課	職員のサービス・勤務時間に関する事務	国及び他の地方公共団体の職員との勤務条件の権衡を図るため、職員の勤務時間及び休暇等の勤務条件について条例、規則を適宜改正し、職員へ周知啓発するとともに、職員からの申請に対して適正に運用していきます。また、職員のサービス規律の遵守及びモラルの向上を図るための取り組みや施策を検討し、実施します。
4	経営総務部	職員課	職員安全衛生管理事業	事業場に産業医や衛生管理者等を配置し、職場巡視等により職場環境についての問題点を調査し、安全衛生委員会等を開催して課題を共有化したうえで審議し、職場環境の改善を図るとともに、職員の安全と健康を確保します。
5	企画政策部	秘書課	青少年国際交流事業	ホノルル市・郡との姉妹都市締結を受け、両市の青少年を相互に派遣し、グローバル社会で生きる青少年の国際感覚を養うとともに、両市の相互理解を深め、国際親善を図ることを目的として実施します。
6	企画政策部	広報シティプロモーション	市ホームページ・SNS等管理運営事業	統一感のあるホームページを適切に管理し、行政の制度や各課の業務、市の魅力等を見やすく、わかりやすく紹介します。併せて、災害発生等の緊急時においても、迅速にかつ継続して誰もが安全に情報入手できるよう、タブレット端末でCMSの更新やSNSを活用した情報発信が行える体制を整備します。SNSや動画については即時性や拡散性などの特性を活かし、ソーシャルメディアの利用に関するガイドラインに基づいて運用し、効果的な発信を行います。

7	企画政策部	広報シティプロモーション	市広報番組制作事業	映像を活用して、茅ヶ崎の「ひと」「もの」「こと」に焦点を当て、市の魅力を伝える番組制作を進めます。併せてYouTubeを活用した番組放映も実施することで、市民の愛着醸成と市外への情報発信を図ります。また、ケーブルテレビだけでなく、TVKデータ放送に情報提供をし、文字情報での周知広報を行います。
8	企画政策部	広報シティプロモーション	デジタルサイネージ運用事業	庁舎内サイネージは、来庁者に対し市政情報を広く発信します。
9	企画政策部	広報シティプロモーション	報道機関への情報提供に関する事務	市政情報やイベントについて効果的に報道機関への記者会見や記者発表を行い、市民だけでなく、市外の方に対しても市政情報等の理解や周知を図ります。
10	企画政策部	広報シティプロモーション	広報戦略推進事業	広報を戦略的に推進するための庁内研修を始めとした、全庁的な広報力の底上げを図ります。各世代が使用する各種媒体の特徴を見極め、クロスメディアを意識した効果的な情報発信を行うことにより、茅ヶ崎市の魅力をより広範に発信します。
11	企画政策部	広報シティプロモーション	シティプロモーション推進事業	市外居住者の本市に暮らすことへの共感獲得、転入促進を目指し、次の事項に取り組みます。タウンニュース社と協働で運営している“#ちがすき”を通して、茅ヶ崎でのライフスタイルを発信します。茅ヶ崎FM内に市が提供する番組“#ちがすき”を放送し、茅ヶ崎で活躍することもたちや茅ヶ崎で暮らす人とともに市の魅力を発信していきます。
12	企画政策部	デジタル推進課	電子申請推進事業	茅ヶ崎市デジタル化推進方針に掲げる「地域社会のデジタル化」を実現するため、神奈川県と共同で調達している電子申請システムにより行政手続のオンライン化を図ります。また、国のマイナポータルのぴったりサービスにおいて、「特に国民の利便性向上に資する手続」である子育て・介護関係手続についてオンライン化を図ります。
13	くらし安心部	市民自治推進課	自治会活動支援業務	市内135の自治会は、地域における絆づくりや課題解決など、地域コミュニティを形成するための主たる担い手です。そのため、自治会の更なる組織力の強化と、自治会活動が円滑に行えるよう各種補助金等による財政的な支援を行います。自治会が行う各種手続きについて、可能な限りの支援を行うとともに、負担を軽減するため、「自治会ハンドブック」を活用し、新しく自治会長に就任なさった方への支援を行います。

14	くらし安心部	市民自治推進課	地域コミュニティ事業	まちぢから協議会は、市長が認定するまちづくりパートナーとして、地域課題の解決を図ると共に、住民主体のまちづくりを推進しています。 こどもの見守りに関する事業を含め、まちぢから協議会の運営及び事業について、支援を行います。
15	くらし安心部	市民自治推進課	コミュニティセンター管理運営事業	市民の地域活動を通じた多世代間の交流の場となっているコミュニティセンターの運営内容の充実と有効な施設利用を図ります。
16	くらし安心部	市民自治推進課	市民活動推進補助制度	市民活動団体等が行うこどもの健全育成等を含む公益的事業に対して、市民活動げんき基金から補助金を交付し、市民活動の活性化を支援します。
17	くらし安心部	市民自治推進課	市民活動団体との協働の推進	市民活動団体の専門性、当事者性等の特性を生かすことで、市が単独で実施するよりも効果的に事業を実施する協働を通じて、こどもの健全育成等に積極的に取り組むことができる環境整備を進めます。
18	くらし安心部	市民相談課	いじめ重大事態再調査会事務	いじめ重大事態について、市教育委員会から調査結果の報告を受けた市長が必要と認めた場合に、いじめ重大事態再調査会を組織し、市長の諮問に応じて、いじめ重大事態調査会等の調査結果を踏まえ再調査を行い、その結果を答申します。
19	くらし安心部	市民相談課	人権擁護活動事業	人権擁護委員による啓発活動として、市内在住・在学の小学校4～6年生を対象とした「人権ポスターコンテスト」、市内在住・在学の中学生を対象とした「人権作文コンテスト」、小学生を対象とした「人権教室」及び保育園児を対象とした「人権の花運動」を実施します。
20	くらし安心部	市民相談課	食に関する啓発事業	「食の安全」「食品ロス削減」「食品添加物」「食品表示制度」について学び、「食」への意識を深めることを目的に実施します。
21	くらし安心部	防災対策課	危機管理体制強化推進事業	茅ヶ崎市危機管理指針に基づき、職員が自らの業務遂行の際に生じるリスクを理解したうえで、危機事態が生じたときの初動対応が的確に行えるようにするため、職員の危機管理意識の啓発を図るとともに、必要に応じて、各種会議を開催し、情報の共有を図ります。また、危機管理に関する組織的強化とその体制の充実に関する検討を実施します。

22	くらし安心部	防災対策課	防災啓発事業	すべての市民が災害時に必要な防災行動を実施することができ、災害に備え「自分の命は自分で守る」という認識を持って平常時の防災活動を実行しているようにするために、「防災意識の啓発」と「防災知識の普及」の相互の視点から、「意識変容」と「行動変容」を通じ、『市民の防災意識の醸成』を図っていきます。
23	くらし安心部	安全対策課	LED防犯灯の設置及び維持管理による防犯対策事業	まちの機能維持に必要な不可欠な事業である市民の安全・安心の確保に対応するための事業を着実に実行するため、夜間の犯罪防止と交通安全の確保を図るため、環境面及び経済面への配慮を踏まえ、防犯灯の新設及び維持管理等を実施します。
24	くらし安心部	安全対策課	防犯対策事業	市、警察、各種地域団体で構成する「茅ヶ崎・寒川犯罪ゼロ推進会議」において、犯罪のない安全で安心なまちづくりを推進するために犯罪防止についての協議を進めます。また、ちがさきメール配信サービス防犯情報で茅ヶ崎警察署管内の犯罪の発生状況や防犯対策について配信します。
25	くらし安心部	安全対策課	通学路安全対策事業	通学路及び生活道路の交通安全対策について、茅ヶ崎市交通安全対策連絡調整会議を開催し、調査・検討します。各学校からの要望が取りまとめられ行われる通学路合同点検の結果等に基づき、小・中学校の通学路における安全対策に関する施策を実施します。
26	くらし安心部	安全対策課	交通安全教育・啓発事業	多様な主体と連携し効果的な交通安全教育・啓発に取り組み、交通事故の未然防止と市民の安全・安心なまちづくりの構築を推進します。
27	経済部	産業観光課	神奈川県との連携事業	神奈川県と連携し、街頭労働相談や特定課題講座等を通じて、労働者や使用者が抱える問題を解決し、労働者が働き続けることでやりがいを感じられる社会となるための事業を実施します。
28	経済部	産業観光課	企業誘致等促進事業	茅ヶ崎市への新たな立地や、機械の入れ替えなどの新たな設備投資等に係る奨励措置適用のための認定事務を行います。
29	経済部	産業観光課	創業者支援事業	創業者の事業レベルに応じた支援を実施することにより市内創業者の増加を図るため、特定創業支援事業の認定、湘南ビジネスコンテストの共済など、湘南産業振興財団との連携した取組を行います。

30	経済部	産業観光課	労働環境整備事業	ライフスタイルが多様化する中、職住近接の実現に繋がる企業と求職者のマッチングの場を提供します。
31	経済部	産業観光課	相談事業の充実実施	勤労市民会館において社会保険労務士による労働相談や、キャリアコンサルタントによる就職活動やキャリア形成についての相談を実施します。
32	経済部	産業観光課	勤労者福祉事業	勤労者の生活の安定及び充実に資するために必要な資金について、低利の融資を行います。
33	経済部	産業観光課	就職活動支援事業	茅ヶ崎市ふるさとハローワークでの職業相談・紹介や、就職面接会を実施し、就職活動を支援します。
34	経済部	産業観光課	雇用・労働セミナーの開催	勤労市民会館において、各種就職活動支援セミナー、労働に関する講座を実施します。
35	経済部	産業観光課	勤労者福祉サービスセンター事業	公益財団法人湘南産業振興財団との協定により、藤沢市、鎌倉市及び茅ヶ崎市の事業所で常時雇用する従業員300名以下の事業主と従業員を対象に福利厚生事業を実施します。
36	経済部	産業観光課	広域労政推進事業	労働団体への活動支援により、労働者の労働条件や生活の向上とともに、労働者による福祉活動の推進を図ります。
37	経済部	農業水産課	農業体験活動の支援	こどもたちの農業への理解を深め、自然や環境を大切にする心を育成するための事業を実施するとともに、さがみ農業協同組合が行う農業体験活動を支援します。
38	文化スポーツ部	文化推進課	文化生涯学習プラン策定事務	令和6年度を始期として策定した茅ヶ崎市文化生涯学習プランの進捗管理及び茅ヶ崎市文化生涯学習プラン推進委員会等の運営を行います。
39	文化スポーツ部	文化推進課	文化芸術次世代応援事業	「はばたけ、子どもたち！文化芸術活動応援金」制度に基づき、文化芸術分野で活躍した市内に居住するのこどもに応援金を支給します。

40	文化スポーツ部	スポーツ推進課	各種大会教室開催事業	こどもから大人まで、全ての市民が主体的にスポーツに取り組む環境を創出するため、多くの市民が参加できるスポーツイベントの企画・開催します。
41	文化スポーツ部	スポーツ推進課	茅ヶ崎アスリート支援事業	本市ゆかりのアスリートやホームタウンチームと協働し、子どもたちに夢や目標を持つことの大事さや、スポーツをする楽しさを体感する子ども向けのスポーツイベント等を開催します。また、「はばたけ、子どもたち！スポーツ活動応援金」制度に基づきスポーツ分野で活躍した市内居住するこどもに応援金を支給します。
42	文化スポーツ部	スポーツ推進課	夜間照明施設開放事業	屋外スポーツ種目の活動場所確保する目的から、中学校(梅田・円蔵・北陽・中島)の夜間照明施設を開放します。
43	文化スポーツ部	スポーツ推進課	スポーツ関係団体助成事業	さまざまなスポーツを身近な地域で楽しめ、スポーツを通じた交流が深められるよう各スポーツ関係団体の活動を支援するため補助金を交付します。また、生涯スポーツの推進及びスポーツ・レクリエーション活動の普及振興を図るとともに、市民の健康の保持増進と体力の向上に寄与します。
44	文化スポーツ部	スポーツ推進課	スポーツ施設の管理・運営	こどもたちが快適にスポーツ活動に取り組めるように、スポーツ施設の管理・運営を行うとともに、子どもや保護者が利用しやすい施設改修を行います。
45	文化スポーツ部	多様性社会推進課	ジェンダー平等に関する啓発事業	地域、家庭、学校教育、社会教育などのあらゆる分野におけるジェンダー平等、男女共同参画の実現のため、意識啓発講座や講演会等の開催、リーフレットの作成及び配布を実施します。
46	文化スポーツ部	多様性社会推進課	デートDV予防事業	青少年が加害者にも被害者にもならないための教育と意識啓発のため、市内の中学生を対象としたデートDV予防講座を実施します。
47	文化スポーツ部	多様性社会推進課	女性相談事業	夫婦・家族・交際相手等の人間関係や生活上の悩みの他、様々な困難を抱える女性に対する相談支援事業として、「女性のための相談室」を運営し、女性相談員による電話・面談相談及び女性弁護士による法律相談を実施します。
48	文化スポーツ部	多様性社会推進課	人権啓発事業	人権啓発を推進するため、パートナーシップ宣誓制度の運用を行いつつ、人権啓発講演会を開催し、市民及び職員の人権に対する意識の向上を図ります。また、県内の人権団体が開催する人権に関する研修・講演会に職員を派遣し、庁内での職員研修を行うなど、職員の人権意識の向上に努めます。

49	文化スポーツ部	多様性社会推進課	外国籍市民共生事業	日本語ボランティア教室を実施する団体と連携し、情報共有を図りつつ、「日本語ボランティア養成講座」を開催するなど、日本語教育の推進を図ります。外国籍市民が地域での円滑な生活が送れるよう、生活に関する情報を掲載した「市民便利帳やさしい日本語版」を改訂し、情報提供を行います。神奈川県「かながわ医療通訳派遣システム自治体推進協議会」に参加し、医療通訳の派遣などを行います。多国籍化・増加する外国籍市民が地域社会で共生することを目指して、困り事やニーズの把握を目指したアンケートを実施します。
50	文化スポーツ部	多様性社会推進課	国際交流事業	本市の国際交流を促進するために、茅ヶ崎市国際交流協会と協力して国際交流フェスティバルや、国際理解講座を実施します。
51	文化スポーツ部	多様性社会推進課	ホストタウン交流事業	東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機にホストタウン登録された北マケドニア共和国と本市の交流を深め、国際交流の機会を創出するために、北マケドニア共和国における絵画コンテストに参加しています。
52	文化スポーツ部	多様性社会推進課	男性の子育て参加を啓発する事業	ワークライフバランス(家庭・仕事・地域参加)の実現に向けた啓発講座の実施を通じて、固定的性別役割分担意識を解消し、男性の家事育児への参画を進めます。
53	文化スポーツ部	多様性社会推進課	「平和について」ポスター・作文コンテストの実施	平和の大切さについて学んでもらうため、次世代を担う市内在住・在学の小学6年生・中学2年生を対象に平和についてのポスター・作文を募集し、その作品を通して、市民に広く平和の尊さを啓発します。
54	文化スポーツ部	多様性社会推進課	ピーストレイン平和大使の広島への派遣	次世代に戦争の悲惨さ、平和の尊さなどを肌で感じ、学びとってもらうため、「平和について」ポスター・作文コンテスト入賞者の小・中学生を広島での平和式典に派遣します。
55	文化スポーツ部	多様性社会推進課	ワーク・ライフ・バランス推進事業の実施	人生の各段階に応じて、多様な生き方や働き方が選択できる、ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、啓発講座等の事業を実施します。
56	福祉部	地域福祉課	重層的支援体制整備事業	少子高齢化や地域のつながりの希薄化などにより複雑化した地域生活課題を抱える世帯を支援するため、住民、地域団体、専門機関、行政等が連携し、地域全体で支え合い、全ての住民が自分らしく生活することができる包括的支援体制の推進に取り組みます。

57	福祉部	地域福祉課	生活困窮者自立支援事業	生活困窮者の就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立の状況等に応じて、自立相談支援を行うことにより複雑で多様化した課題を把握し、就労支援、家計改善支援、居住の支援、こどもを対象とした学習支援、生活習慣・育成環境の改善に関する助言等を実施し、自立に向けた支援を包括的に行います。
58	福祉部	地域福祉課	住居確保給付金支給事業	離職等により経済的に困窮し、住居を失った人または住居を失うおそれのある人を対象として、一定期間、住居確保給付金を支給することにより、住居及び就労機会の確保に向けた支援を行います。また、家賃の支払いが困難になり、家計を改善するために転居をする必要がある場合に転居費用の支給を行います。
59	福祉部	地域福祉課	更生保護推進事業	「茅ヶ崎・寒川地区保護司会」への補助金支出や、犯罪や非行の無い明るい社会を築くため地域社会の理解と協力を求める「社会を明るくする運動」への協力を通じて、法務大臣より委嘱された無給の非常勤国家公務員である保護司の活動を支援し、犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支えるため、再犯防止に資する取り組みを推進します。
60	福祉部	地域福祉課	日本赤十字社との連携事務	日本赤十字社神奈川支部茅ヶ崎市地区での活動を支援するために、市が事業運営に協力しています。
61	福祉部	地域福祉課	民生委員児童委員・主任児童委員の活動支援	行政機関や関係団体の子育てグループの企画・育成に参加・協力したり、子育て中の保護者に対して関係機関と連携をとりながら相談・支援する民生委員児童委員(地域担当)・主任児童委員(市内13地区、各2人)の活動を支援します。複雑・多様化する相談内容に対応するため、民生委員児童委員・主任児童委員の研修・育成を行います。
62	福祉部	地域福祉課	民生委員児童委員が行う子育て支援活動の周知	子育ての不安を抱える保護者に個別的な支援活動を行う民生委員児童委員の役割を周知し、必要に応じて連携を図りながら、地域で子育てに関する相談のしやすい環境を整備します。
63	福祉部	地域福祉課	児童虐待への主任児童委員による対応	虐待を受けている児童の発見や実情の把握、並びに児童相談所からの家庭生活状況等の調査の協力依頼や、継続的な観察状況の提供依頼に対し、主任児童委員による人権に配慮した活動を支援します。
64	福祉部	保険年金	出産育児一時金・葬祭費の支払い事務	国民健康保険の加入者が出産した際の出産育児一時金、並びに国民健康保険の加入者が亡くなったときの葬祭費の支払いを行います。

65	福祉部	生活支援課	生活保護受給者就労支援事業	ケースワーカーと就労支援員が連携し、被保護者の就労支援阻害要因の解消を図ります。就労阻害要因のない者には、求人情報の提供や就労に効果的に役立つ技能習得の促進等、適切な指導援助を行います。
66	福祉部	生活支援課	生活保護制度	憲法第25条の生存権の確保のため、生活保護制度を実施します。生活に困窮する方に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を図ります。
67	福祉部	障がい福祉課	相談支援体制の機能強化	相談支援事業では、地域生活支援事業の一環として、障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、障がい者等、障がい児の保護者又は障がい者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報提供及び障害福祉サービス等の利用支援、虐待の早期発見及び防止、権利擁護のための必要な支援等を行います。
68	福祉部	障がい福祉課	地域生活支援拠点等整備事業	障がい児・者の重度化、高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の場の機会、専門的人材の確保・養成）を地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障がい児・者の生活を地域全体で支えるために必要なサービス提供体制の整備を行います。
69	福祉部	障がい福祉課	障害児通所施設の運営・管理	一人ひとりの児童を尊重し、地域で自分らしく生活できるように、こどものニーズに寄り添った支援を行い、早期療育の定着を図ることにより、基本的な生活能力を高め、情緒豊かな人間性を養うことを基本方針として、各施設において、障害福祉サービスを次のとおり実施しています。つつじ学園においては、児童福祉法に基づく児童発達支援センター、児童発達支援事業及び保育所等訪問支援事業、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく日中一時支援事業を実施します。
70	福祉部	障がい福祉課	障害者通所交通費の助成に関する事務	自宅から障がい児・者施設への通所に要した費用を助成します。
71	福祉部	障がい福祉課	障がい児支援体制強化事業	医療的ケア児等が適切に切れ目のない支援を受けることができるよう、医療的ケア児等相談支援センターや、関係機関との連携を行います。医療的ケア児等に対する課題抽出や理解啓発を行うコーディネーターの配置を進めるとともに、神奈川県や茅ヶ崎市・藤沢市・寒川町からなる湘南東部障害保健福祉圏域での連携により、総合的な支援体制の構築を行います。介助者のレスパイトを目的とした「医療的ケア児在宅レスパイト事業」の取組を進めます。

72	福祉部	障がい福祉課	児童発達支援(児童発達支援センター含む)	未就学の障がい児に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行います。児童発達支援には児童発達支援センターと児童発達支援事業があります。
73	福祉部	障がい福祉課	放課後等デイサービス	就学中の障がい児に、授業終了後又は夏休み等の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。
74	福祉部	障がい福祉課	重度障害者医療費助成事業	重度障がい者の健康の保持や増進を図るため、医療費の保険診療の自己負担分を助成します。
75	福祉部	障がい福祉課	(国手当)障害児福祉手当の支給	障がい児の自立と社会参加を促進するため支給します。
76	福祉部	障がい福祉課	(県手当)在宅重度障害者等手当の支給	障がい児(者)の自立と社会参加を促進するため支給します。
77	福祉部	障がい福祉課	(市手当)重度障害者福祉手当の支給	障がい児(者)の自立と社会参加を促進するため支給します。
78	福祉部	障がい福祉課	日中一時支援事業	障がい児(者)の日中活動の場の確保や介護者の就労、レスパイト(休息)を支援します。
79	福祉部	障がい福祉課	短期入所事業	自宅で介護を行う人が病気の場合など、短期間施設で介護などを行います。
80	福祉部	障がい福祉課	移動支援事業	屋外での移動に困難がある障がい児(者)に外出のための支援を行うことにより、障がい児(者)の自立と社会参加の促進をします。
81	福祉部	障がい福祉課	障害児(者)のためのSO Sネットワーク事業	障がい児(者)が行方不明となった場合に関係機関が連携し、早期発見、保護し、家族の不安を和らげるためのネットワーク事業を展開します。
82	福祉部	障がい福祉課	居宅介護事業	自宅で入浴、排泄、食事の介護等を行います。
83	こども育成部	こども政策課	小児医療費助成事業	こどもの健全な育成支援を図り、もって小児の健康の増進に資することを目的に小児に係る医療費の一部を助成します。
84	こども育成部	こども政策課	離婚前後親支援モデル事業	こどもの健やかな成長に必要な養育費の確保を支援するため、令和5年度から、離婚前後の親を対象に弁護士相談会の開催や養育費を確保するためのさまざまな手続きに要する費用への補助等を行います。
85	こども育成部	こども政策課	こどもの居場所づくり支援事業	こどもやその保護者が安心して過ごすことができる、こども食堂や学習支援、子育てサロン・サークルなどの、こどもの居場所づくりを行う団体に対し、活動支援を行います。
86	こども育成部	こども政策課	システム標準化・共通化児童手当システムの再構築事業	児童手当の事務について、国が作成する標準仕様に基づく標準準拠システムを導入します。

87	こども育成部	こども政策課	システム標準化・共通化 児童扶養手当システムの 再構築事業	児童扶養手当の事務について、国が作成する標準仕様に基づく標準準拠システムを導入します。
88	こども育成部	こども政策課	ひとり親家庭総合相談事業	ひとり親家庭の福祉の増進及び自立支援を図るため、ひとり親が市に訪れる児童扶養手当の現況届の受付期間だけでなく四半期に1回開催し、子育て、生活、就業、住まい及び養育費の確保など、ひとり親が抱える様々な問題をまとめて相談できる相談事業を実施します。
89	こども育成部	こども政策課	こどもまちづくり支援事業	こどもが主体となって取り組むまちづくり活動を推進する団体を支援し、こどもが自ら考えて行動する機会を確保することにより、本市の将来を担う「ちがさきの人材」を育成することを目指します。
90	こども育成部	こども政策課	子育てガイドブックの発行	子育てに関する制度や施設の紹介など、育児に役立つ情報を掲載した、「子育てガイドブック」を民間企業と共に発行する事業です。6,000部を発行し、市内公共施設で配架します。また、保育園や幼稚園等を通じて保護者へ配布するほか、こども育成相談課において、母子健康手帳とともに配布します。市ホームページ上では、デジタルブックとして閲覧できるようにしています。
91	こども育成部	こども政策課	養育費確保支援事業	養育費の確保に向けて、弁護士相談(無料)の開催、養育費の取決めに係る公正証書等の作成費用、養育費保証会社と養育費保証契約を締結する際に必要となる初回の保証料、弁護士会や認証ADR事業者を利用し、養育費を取り決める場合の依頼料や調停に係る費用及び未払い養育費に係る強制執行申立て等に係る費用を補助することにより、養育費を確実に受け取ることを支援します。
92	こども育成部	こども政策課	子ども未来応援基金	こどもの現在と将来が生まれ育った環境に左右されることなく、夢と希望を持つことができるよう令和元年6月に創設しました。子ども未来応援基金を活用して子育てに関する施策を推進します。また、基金の積み立て額が増額されるように周知に取り組みます。
93	こども育成部	こども政策課	子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)	こどもを預かってくれる人(支援会員)、こどもを預かってほしい人(依頼会員)、両方したい人・できる人(両方会員)が会員同士で子育てを支援する相互援助活動を行います。また、会員に対して、子育て情報の提供を行うなど、安心して子育てができる環境づくりを目指し、機能強化を図ります。
94	こども育成部	こども政策課	子育て短期支援事業	保護者が病気などの理由で、家庭においてこどもの養育が困難な場合、児童養護施設で一時的に養育する子育て短期支援事業(ショートステイ事業・トワイライトステイ事業)を実施します。

95	こども育成部	こども政策課	地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター事業)	茅ヶ崎駅北口、茅ヶ崎駅南口、浜竹、香川の計4か所の子育て支援センターが相互に連携を図りながら、子育て家庭に対する相談・情報提供を行います。
96	こども育成部	こども政策課	子育て情報の収集・提供	各種子育て支援サービスの情報を一元的にまとめた子育てミニマップや子育てガイドブックを作成するとともに市ホームページの充実を図ります。また、SNS等を活用した子育て関連情報の発信事業を充実させます。
97	こども育成部	こども政策課	児童扶養手当の支給	父母の離婚や父又は母の死亡等により父又は母と生計を同じくしていない等の児童について、生活の安定と自立を促進するため手当を支給します。
98	こども育成部	こども政策課	母子家庭父子家庭高等職業訓練促進給付金等事業	母子家庭の母又は父子家庭の父が看護師などの資格を取得するため養成機関で受講中、生活の安定を図るため支援します。
99	こども育成部	こども政策課	母子・父子自立支援員による支援	ひとり親家庭等からの相談等について、母子・父子自立支援員により支援を行います。
100	こども育成部	こども政策課	児童手当の支給	子育て家庭における生活の安定と児童の健全な育成、資質の向上を図るため、児童手当法により高校生年代以下の児童の養育者に支給します。
101	こども育成部	こども政策課	養育医療給付事業	母子保健法に基づき、養育のため入院を必要とする低出生体重児に対して医療給付を行います。
102	こども育成部	こども政策課	ひとり親家庭等医療費助成事業	ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援するため、医療費の保険診療の自己負担分を助成します。
103	こども育成部	こども政策課	母子・父子自立支援員による支援	ひとり親家庭等からの相談等について、母子・父子自立支援員により支援を行います。
104	こども育成部	こども政策課	ひとり親家庭等の日常生活支援	ひとり親家庭等が就学や疾病、仕事等の理由により一時的に日常生活に支障が出るとき、家庭生活支援員を派遣して支援を行います。
105	こども育成部	こども政策課	母子父子寡婦福祉資金	母子・父子家庭や寡婦の生活の安定と向上を図るため、資金の貸付を行います。
106	こども育成部	こども政策課	母子家庭父子家庭自立支援教育訓練給付金の給付	母子家庭の母又は父子家庭の父の自主的な職業能力開発を推進するため、指定教育訓練講座を受講した場合、受講料の一部を支給します。
107	こども育成部	こども政策課	育成医療給付事業	障害者総合支援法に基づき、障がいのある児童が自立した日常生活又は社会生活を営むため、障がいの除去ないし軽減を目的とした医療給付を行います。

108	こども育成部	こども政策課	特別児童扶養手当の支給	特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令で定める程度以上である20歳未満の障がい児の父母又は父母に代わってその児童を養育している人に対して手当を支給します。
109	こども育成部	こども育成相談課	システム標準化・共通化保健所総合システム(母子保健)の再構築事業	庁内の各システムを国の標準仕様に準拠したシステムに入れ替え、庁内システムに要する経費の健全化を図ります。
110	こども育成部	こども育成相談課	家庭児童相談事業	こども家庭センターでは、妊娠、出産、子育て世帯、こどもに関する悩みや不安の相談に応じるほか、児童虐待やヤングケアラー等の家庭に対しては、関係機関と連携し、相談等の支援を実施します。また、保護者の育児負担の軽減、親子関係の改善及び児童虐待の未然防止等のための講座を開催します。
111	こども育成部	こども育成相談課	子育て世帯訪問支援事業	家事や子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員等が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事や子育て等の支援を実施し負担軽減を図り、家庭や養育環境を整えます。
112	こども育成部	こども育成相談課	助産・母子保護の実施事業	経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦に対し、助産施設において助産を実施します。児童の福祉において課題がある場合、保護者である母及びその児童を母子生活支援施設に保護します。
113	こども育成部	こども育成相談課	いじめ問題対策連絡協議会事業	いじめの防止等に向け、学校、教育委員会、児童相談所、警察その他の関係者により構成する茅ヶ崎市いじめ問題対策連絡協議会を運営し、情報交換及び連絡調整を行います。
114	こども育成部	こども育成相談課	母子健康手帳交付・妊産婦健康診査事業	妊娠届出をした妊婦に対して母子健康手帳、妊産婦健康診査受診券を交付し、妊娠中や子育て期におけるサービス等の情報提供を行い、妊産婦健康診査の受診勧奨を行います。また、専門職による面談により、支援を必要とする妊婦に対しサポートプランの作成を行い、必要なサービスの案内や保健指導等を実施します。妊産婦健康診査費用受診券は、個別医療機関で利用でき、里帰り等により県産科婦人科医会と契約のない医療機関で受診した方や、受診券の額面未満の金額で受診した方等、受診券が利用できなかった方には、償還払いにて助成を行います。

115	こども育成部	こども育成相談課	妊婦歯科健康診査事業	<p>妊婦がむし歯や歯周病等の早期発見、早期治療を図ることで、早産・低出生体重児が産まれるリスクを下げることに繋がります。また、妊娠早期から胎児の口腔衛生管理に関心をもつことで、赤ちゃんにむし歯菌をうつさないよう予防するとともに、将来の虫歯予備軍を減らすことを目指します。診査内容として、歯の状況(健全歯・未処置歯・処置歯等)の確認から歯周組織及び口腔清掃の状況確認、その他の所見として歯並びやかみ合わせの確認を診査します。</p>
116	こども育成部	こども育成相談課	乳幼児健康診査事業・新生児聴覚検査事業	<p>乳幼児健康診査において、発育・発達の確認や診察をし、必要に応じて精密健康診査委託医療機関の紹介や、栄養・育児・心理相談の実施、関係機関と連携による継続支援などを行うことにより、乳幼児の健やかな成長を支援するとともに、保護者が安心して育児できるよう支援します。乳児健康診査(4か月児健康診査、10～11か月児健康診査)は、個別医療機関において個別健康診査を実施します。幼児健康診査(1歳6か月児健康診査、3歳6か月児健康診査)は、保健所において集団健康診査を実施します。新生児聴覚検査事業は、聴覚障害の早期発見早期療育のため、新生児聴覚検査費用の一部助成を実施し、検査の受検を促進し、保護者の経済的負担を軽減します。</p>
117	こども育成部	こども育成相談課	乳幼児健康・育児相談事業,乳幼児育成指導事業	<p>すくすく7か月児育児相談、のびのび2歳児歯と遊びと育児の相談及び乳幼児健康相談において、身体計測、観察等を行い発育、発達等を確認し、必要に応じて健康上の問題や子育て、食生活等の個別相談、個別指導を実施します。</p> <p>のびのび2歳児歯と遊びと育児の相談は、1歳6か月児健康診査の後に続くフォローのための重要な事業であることから、ハガキによる個別通知を実施します。</p> <p>親子教室では、健康診査や相談事業等で把握した、発達や情緒面で不安のある親子などを対象に、課題遊びや自由遊び、個別相談等を通して、発達面や親子の観察を行い、必要な保健指導を実施します。また、必要に応じて、他の事業や他機関を紹介します。</p> <p>こども相談では、健康診査や相談等で発達や情緒面で不安のある親子を対象に、発達相談員による個別相談を行い、必要に応じて、他の事業や他機関を紹介します。</p> <p>低出生体重児交流会では、こどもの発育・発達に適した遊びの紹介、保護者同士の交流、保健指導等を実施します。</p>

118	こども育成部	こども育成相談課	母子保健コーディネーター事業	<p>妊娠から出産、子育て期の切れ目ない支援を進めるため、専門職の母子保健コーディネーターを配置し、母子健康手帳の全数面談や電話対応や訪問により、母体及び家族の健康維持に役立つ情報や子育て支援サービス等、個々のニーズに合わせた情報提供を行います。また、必要時に応じて、支援関係機関相互間の連携を図ります。妊娠届出書のアンケートを基に、支援が必要と思われる妊産婦や乳幼児の保護者に対して面談や電話相談を実施し、必要に応じて対象者の状況にそったサポートプランを作成します。</p>
119	こども育成部	こども育成相談課	母子訪問指導事業	<p>出生連絡票に基づき、新生児訪問、こんにちは赤ちゃん訪問、未熟児訪問のいずれかの訪問のなかで、保健師、助産師、主任児童委員、栄養士等が対象者の抱えている課題を把握し支援するとともに、居住している地域の子育て支援情報を提供します。すべての対象者に連絡、訪問することで、相談に出向いてくることができない対象者を早期に把握します。継続した支援が必要な対象者には、関係機関等と連携しながら定期的な訪問や電話フォロー等を実施します。母子に関する心身の健康状態を把握し、児童虐待の未然防止と早期発見を図ります。</p>
120	こども育成部	こども育成相談課	母子保健教育事業	<p>安心して妊娠、出産、育児ができるための知識を普及し、仲間づくりの機会とするため、たまごクラスとして、妊娠、出産、家族計画、育児、栄養等についての講義、実習、産婦との交流等を行います。</p> <p>また、父親や育児をサポートする人の積極的な育児参加を促すきっかけとするため、妊婦疑似体験や赤ちゃんの抱き方の実習と講義を行います。</p> <p>離乳食講習会では、離乳食についての講義と離乳食の実演を実施します。</p> <p>1歳児の食事と歯の教室として、離乳の完了期の食事、生活習慣、虫歯予防、事故防止、卒乳等の講義を実施します。</p>
121	こども育成部	こども育成相談課	小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業	<p>小児慢性特定疾患を持つ児に対して、在宅療養に必要な、特殊寝台、クールベスト、電動式たん吸引器等(18種目)の日常生活用具を給付します。給付にあたっては、対象児の在宅療養状況を調査し、給付の決定を行います。また、世帯全員の所得に応じた自己負担があります。</p>

122	こども育成部	こども育成相談課	療育相談事業	発達に気がかりのあるこどもについて、個別相談、巡回相談、親子教室、専門相談等を実施し、親子が適切な支援が受けられるよう、保健・医療・福祉・教育との連携を図ります。
123	こども育成部	こども育成相談課	妊婦のための支援給付事業	妊娠期から出産・子育てまでの面談及び相談対応、保健指導等の伴走型相談支援と、現金給付を行う経済的支援を一体的に実施します。
124	こども育成部	こども育成相談課	産後ケア事業	産後の母子が助産師等の専門職による身体的・心理的ケア、保健・栄養指導等を受け、健やかな育児ができるよう支援を行います。
125	こども育成部	こども育成相談課	こどもセンター移転事業	子ども・子育て支援機能強化のため、新設整備する茅ヶ崎市保健所・保健センター内にこどもセンターを移転します。
126	こども育成部	こども育成相談課	初回産科受診料支援事業	低所得の妊婦の経済的負担を軽減するため、妊娠判定に必要な検査費用の一部を10,000円を上限に助成します。また、妊婦の状況を継続的に把握して必要な支援につなげ、安全安心に出産・育児に臨めるよう支援を行います。
127	こども育成部	保育課	保育所等待機児童解消対策推進事業	多様化する就学前児童の保育ニーズに対応し、効率的・効果的に待機児童ゼロの水準を維持していくために、既存施設の活用、保育士の確保対策、保育コンシェルジュの活用など多様な手法を活用し、保育を必要とする方が一人でも多く入所できるよう保育環境の整備に取り組みます。
128	こども育成部	保育課	システム標準化・共通化子ども・子育て支援システムの再構築事業	保育に関する事務について、国が作成する標準仕様に基づく子ども・子育て支援システムを導入します。
129	こども育成部	保育課	紙おむつ処分経費補助事業	保護者及び保育士双方の負担軽減を図るため、乳幼児の使用済み紙おむつを保護者が持ち帰ることなく、保育所等が処分するための費用等を補助します。
130	こども育成部	保育課	保育所等教育・保育質向上事業	外部講師などによりこどもたちに特別な体験を提供する保育所等に対して、事業を実施するための経費の補助等を行います。
131	こども育成部	保育課	公立保育園管理運営事業	公立保育園において、安全・安心な保育が提供できるように保育士・調理員など会計年度任用職員の配置や、建物の維持管理を行います。公立保育園の園児に対し、質の高い保育の実施、安全・安心な給食の提供、給食をとおした食育を推進します。また、定期的に健康診断を実施し、病気の予防や衛生面での必要な活動を行います。保育士の業務負担軽減のためICTを活用します。

132	こども育成部	保育課	中海岸保育園管理運営事業	民間事業者による効率的・効果的な運営を実施するため、指定管理者による運営を行います。通常の保育(定員120人)の他、時間外保育、一時預かり、病後児保育など多様な保育サービスを提供します。
133	こども育成部	保育課	保育所等入所調整事務	就労等のため、家庭で保育のできない保護者に代わって保育をするため、保育の必要性の高さを審査し、施設との調整により入所決定を行います。また、入所後においても、就労等の状況による保育の必要量から認定や保育料の算定を行います。また、入所後も児童や保護者の状況を確認し、認定の変更を行います。さらに、保護者からのさまざまな相談を年間を通じて受けており、多様なニーズに応じた審査が公平にできるよう、点数の見直しや申請書及び保育所等のしおりの改訂を行います。なお、事務の効率化のため、入園調整について、AIによる選考を検討します。
134	こども育成部	保育課	公立保育園の地域子育て支援事業	児童福祉法に基づく地域子育て支援として、地域の子育て家庭を対象に、子育て支援事業(子育て相談、子育てサロン事業、子育て情報の発信、育児サークル支援、育児講座の実施、体験保育、園庭開放)を実施します。浜見平保育園地域育児センターでは安心できる保育環境で、こどもを遊ばせることができ、保護者は常駐する保育士からいろいろな遊び方や、こどもの発達に関する悩みなど様々な相談をしたり、他の保護者と交流することができます。
135	こども育成部	保育課	休日等保育事業	就労体系の多様化に伴う休日等の保育需要に応えるため、休日や年末に保育を実施します。通常は、平日(土曜日を含みます。)の利用しかできませんが、要件を満たす児童は、休日等(日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第128号)に規定する休日及び年末(12/29・30))に保育園を利用することができます。
136	こども育成部	保育課	一時預かり補助事業	保護者の育児疲れの解消、急病・入院など、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった児童について、幼稚園、幼稚園型認定こども園及びその他の場所において、一時的に児童を預かり、必要な保育を行う施設に対して補助を行います。
137	こども育成部	保育課	民間保育所等運営事務	国が定める公定価格に基づき、管内児童が所在する市内外の民間保育所等へ運営に必要な保育経費を給付します。各園の運営状況に応じて、加算の認定、保育士等の処遇改善の認定を行います。

138	こども育成部	保育課	施設型給付事務	国が定める公定価格に基づき、管内児童が所在する市内外の認定こども園及び新制度移行幼稚園の運営に必要な保育経費を給付します。各園の運営状況に応じて、加算の認定、保育士等の処遇改善の認定を行います。
139	こども育成部	保育課	地域型保育給付事務	国が定める公定価格に基づき、管内児童が所在する市内外の地域型保育事業者の運営に必要な保育経費を給付します。各園の運営状況に応じて、加算の認定、保育士等の処遇改善の認定を行います。
140	こども育成部	保育課	民間保育所運営補助事業	運営に必要な経費について、民間保育所等へ補助金の支払いを行います。民間保育所等における自主的な施設経営を促進するとともに、経営基盤の安定及び強化並びに入所児童の処遇の向上を図ることを目的として、各園の該当する補助対象事業に要する費用を補助しています。
141	こども育成部	保育課	地域型保育運営補助事業	運営に必要な経費について、地域型保育事業者へ補助金の支払いを行います。地域型保育事業者における自主的な施設経営を促進するとともに、経営基盤の安定及び強化並びに入所児童の処遇の向上を図ることを目的として、各園の該当する補助対象事業に要する費用を補助しています。
142	こども育成部	保育課	施設等利用費給付事務	令和元年10月から開始した「幼児教育・保育の無償化」に伴い、認可外保育施設や預かり保育(認定こども園・新制度移行幼稚園)、一時預かり(保育所、幼稚園、認可外保育施設など)の利用者の申請により認定をし、支給を行います。なお、申請方法は、利用者が利用施設の証明を基に市へ請求を行う「償還払い」と利用者が利用施設へ申請し、施設が市へ請求を行う「現物給付」の2つがあります。
143	こども育成部	保育課	幼稚園類似施設利用料補助金に関する事務	幼児教育・保育無償化の給付を受けていない、本事業の要件を満たす施設を利用する満3歳児以上の幼児の保護者が支払う利用料(保育料)を補助することにより、保護者の経済的負担の軽減を図ります。
144	こども育成部	保育課	実費徴収に係る補足給付事業補助金に関する事務	私学助成幼稚園の利用者のうち、低所得で生計を維持することが困難である世帯等に対し、教育時間の食事の提供にかかる費用のうち、副食費の一部を補助することで、園児の円滑な幼稚園の利用を図ります。

145	こども育成部	保育課	幼稚園団体・障害児教育・健康管理費補助金に関する事務	茅ヶ崎市私立幼稚園協会に対して、協会に所属する私立幼稚園の職員の資質向上等のために協会が事業に要した費用の一部を補助することにより、茅ヶ崎市内の私立幼稚園等の振興を図る事業で、職員の資質向上を図る事業及びその他私立幼稚園等の振興に関する事業を対象事業として、要した費用の一部を助成します。市内の私立幼稚園等及び私立の認定こども園に対し、障がい児教育に必要な物品等の購入費用を補助します。市内の私立幼稚園の設置者に対し、園が実施した健康診断事業に要した費用の一部を補助することにより、幼児の健康の増進を図るための事業で、園が健康診断事業に要した費用を補助します。
146	こども育成部	保育課	幼稚園無償化認定・給付業務	子育て世帯の経済的な負担軽減を図り、生涯に渡る人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性から、幼稚園や幼稚園類似施設等の一部利用料について施設等利用費を支給する事業です。
147	こども育成部	保育課	指導監査・実地指導に関する事務	保育の質の向上のため、市が認可した家庭的保育事業所等に対しては、児童福祉法に基づく指導監査を、原則として1年に1回行います。併せて、こども・子育て支援法に基づき運営費や施設等利用費の給付を受けている保育所、認定こども園、幼稚園等に対して実地指導を原則として2年に1回行います。
148	こども育成部	保育課	家庭的保育事業等の認可に係る事務	乳児又は幼児が、明るく衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員が保育を提供することにより、心身ともに健やかに育成されるための最低基準に適合していることを審査し、家庭的保育事業等の認可及び認可施設の届出に関する事務を行います。
149	こども育成部	保育課	保育士等研修事業	認可保育所や認可外保育施設等の保育従事者を対象に研修を実施し、全市的に質の高い教育・保育を提供することを目指します。
150	こども育成部	保育課	延長保育事業	保護者の多様な就労形態に対応するため、延長保育を実施します。
151	こども育成部	保育課	一時預かり事業	保護者の出産や病気、不定期の就労、育児疲れなどの理由による認可保育所等での一時的な預かりや、認定こども園等在園児の教育時間前後の一時預かりを実施します。
152	こども育成部	保育課	病後児保育事業	保育所に通園している児童等が病気の回復期において集団保育が困難な期間、児童等を一時的に預かる病後児保育(施設型)を実施します。
153	こども育成部	保育課	保育所における食育の推進	市内保育所における栄養・巡回指導において、栄養士による園児への食育を実施します。

154	こども育成部	保育課	保育所における地域の子育て家庭支援事業	市内保育所において、子育て家庭同士の交流の場として園庭を開放したり、保育士が地域の保護者の育児相談に応じるなど、地域の子育て家庭を支援する事業を行います。
155	こども育成部	保育課	幼児教育・保育の無償化	幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳までの子どもの保育料を無償化します。また、住民税非課税世帯の0歳から2歳までの子どもの保育料も無償化し、住民税課税世帯の第2子は半額・第3子は無償とします。幼稚園と認定こども園の預かり保育、認可外保育施設等の保育料について、3歳から5歳までの子どもと住民税非課税世帯の0歳から2歳までの子どもを対象として一定額まで無償化します。
156	こども育成部	保育課	保育士確保の推進	市内保育所等で働く保育士を確保するために、就職機会や働きやすい環境の提供等を行います。
157	こども育成部	保育課	障害児保育事業	保育士を手厚く配置すること等により、障がいのあるこどもの保育体制をさらに充実させます。
158	こども育成部	保育課	保育料の軽減	保育所、認定こども園、地域型保育事業を利用する0歳から2歳までの子どもについて、年収収入が360万円未満相当の世帯やひとり親世帯等の保育料を軽減します。
159	こども育成部	保育課	こども誰でも通園制度	0歳6か月から満3歳未満で保育所等に通っていないこどもを対象に、月に一定時間まで保育所・幼稚園等に通園できる「こども誰でも通園制度」を令和8年度から開始します。
160	こども育成部	保育課	医療的ケア児への対応	保育を必要とする医療的ケア児を適切な保育環境を整えた保育所等で安全に受け入れるため、ガイドラインに基づき適切な入所調整を行います。
161	こども育成部	保育課	公立保育園再編整備方針	市内を5つに分けた教育・保育提供区域ごとに公立保育園1園を保育・子育て支援の拠点となる基幹保育園として配置することを基本とし、老朽化した施設の大規模改修等を実施するとともに、公立保育園が果たしていくべき役割に積極的に取り組むことにより機能強化や質の向上を図ります。

162	環境部	環境政策課	環境フェア開催事業	市民、事業者、学校等の環境活動に関するパネル展示やスクールエコアクション担当小学校の環境活動に関する動画上映のほか、環境意識の向上を図るため、市民団体や事業者の協力を得ながら、親子向け体験型イベントとして、環境教室、ワークショップを含めた環境フェアを実施します。
163	環境部	環境政策課	環境学習支援事業	主に子どもを対象とした体験学習事業「里山はっけん隊！」を市民団体と神奈川県公園協会、小田急ビルサービスグループと連携して実施します。環境学習支援サイト「ちがさきエコスクール」を活用し「教員向け環境学習NEWS」などを通じて各小、中学校へ情報発信を行います。
164	環境部	環境保全課	海岸等における美化運動の推進	海岸等における美化運動を促進し、子どもたちに地域の環境を保全・継承していく心を育成します。
165	環境部	資源循環課	ごみ減量化に関する事業 (小学校等への出前講座等事業)	さらなるごみの発生抑制や減量化・資源化を推進するため、小学校等への出前講座等に取り組みます。
166	環境部	環境事業センター	こども110番！パッカーくん	『こども110番！パッカーくん』は、こどもが身の危険を感じて助けを求めてきたときに、こどもの安全を確保するとともに、こどもが被害者となる犯罪の未然防止と防犯意識の高揚を図るものです。
167	都市部	都市政策課	コミュニティバス運行事業	地域公共交通ネットワークを形成するため、鉄道や路線バスでは十分に対応できない地域の住民や移動に制約のある方の移動手段としてコミュニティバスを運行しています。子どもたちのコミュニティバス利用機会を増やすことで、親しみを持ってもらうため、コミュニティバスの小児運賃の助成を実施します。
168	都市部	建築指導課	高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律等に係る事務	高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づき、対象建築物の認定を行います。神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例に基づき、市民や事業者に対して指導・助言を実施し、整備基準に適合した施設については、県を通じて公表します。
169	建設部	道路管理課	道路安全施設設置事業	人や車両が安全に移動することができるように、道路照明灯、カーブミラー、路面標示などの安全施設の設置を進めます。
170	建設部	道路建設課	都市計画道路の整備	都市計画道路27路線のうち主要な幹線を中心に整備し、子どもや妊婦、障がい者を含むすべての人が安全で円滑に移動できる道路の整備を進めます。

171	建設部	道路建設課/ 道路管理課	歩道の整備	こどもや妊婦、障がい者を含むすべての人が安全で円滑に移動できる歩道の整備を進めます。
172	建設部	公園緑地課	公園施設整備の推進	公園の遊具や設備を改修し、すべての人にやさしい公園の整備を進めます。
173	建設部	公園緑地課	公園等整備活用検討事業	公園整備については、近隣に公園の少ない公園空白地の状況等を把握し、計画的な公園整備と適切な維持管理を推進していくため、公園設置の優先度を計る基準等を含む公園整備方針の策定、その他、グランドプランにおける公園整備への着手、スケートボードなどアーバンスポーツ施設整備の検討、高架下の利活用、借地公園の方針検討などを実施します。
174	建設部	公園緑地課	既存公園等整備改修事業	老朽化した公園施設について、「茅ヶ崎市公園施設長寿命化計画」に基づき、ライフサイクルコストの縮減の観点から、優先度に応じて、遊具や照明、柵等の適切な維持管理および長寿命化を図ります。また、公園の再整備に併せて、インクルーシブ遊具や健康遊具の設置を検討し、工事を実施します。
175	建設部	公園緑地課	既存公園等維持保全事業	公園の除草清掃、及び施設の定期点検・清掃を実施します。
176	建設部	公園緑地課	公園等整備活用事業	市民一人当たり都市公園面積が県下で下位に位置しているため、公園・緑地が不足している地域を中心に公園整備を推進します。
177	建設部	公園緑地課	公園緑地等管理運営事業	海岸や里山などの豊かな自然・景観を生かしたレクリエーション拠点となる公園・緑地を整備し、既存公園も地域住民のニーズに対応した再生整備を推進します。市内に約200か所ある公園、緑地等について、運営管理・維持補修及び委託による公園の美化や保守点検等を実施します。市内公園、街路樹等の除草剪定について、複数年で計画的に管理することで景観や美観に配慮した公園・街路樹として整備し、倒木等への緊急事態に迅速に対応します。柳島しおさい公園の指定管理に関する業務を行います。

178	建設部	公園緑地課	中央公園再整備事業	誰もが安全に安心して利用できる身近なレクリエーション空間の充実とまちの活性化及び広域避難場所としての機能強化を確保するため、中央公園の老朽化した施設の改修、施設機能の強化、植栽の見直しを行い、中央公園再整備計画(平成27年3月策定)に基づいた再整備を行います。
179	建設部	公園緑地課	市営水泳プール管理運営事業	市民の健康と福祉増進を図るために、市営水泳プール(浜須賀、殿山)を7、8月に開場するとともに、年間を通じた施設の点検及び清掃を実施します。指定管理者による保守点検と、それに基づく補修、改修を継続的に実施します。
180	建設部	公園緑地課	森林緑地等維持管理事業	貴重な里山環境がある北部丘陵地の保全・再生を図っていくため、職員、委託、市民団体との協働等により、北部緑地の再整備や保全に向けた活動を継続的に実施します。
181	建設部	公園緑地課	柳島キャンプ場管理運営事業	魅力あるキャンプ場運営を実施するために定期的に打ち合わせを行うとともに、指定管理業務のモニタリングを行います。地域の自然環境を保全しつつ、地元活性化にもつながる管理運営を行うとともに、レクリエーション活動を楽しむことができる立地を活かし、利用者の拡大を図ります。
182	建設部	建築課	借上型市営住宅供給「つつじハイム松林再借上」事務	住宅に困窮する低額所得者に安定した居住の確保を図るため、「茅ヶ崎市営住宅等総合活用計画」に基づき、量的にも質的にも良好な住宅であり、中長期的な視点から需要に柔軟に対応できる借上型市営住宅について、再借り上げに向けたオーナー協議や契約事務を行うものです。
183	建設部	建築課	市営住宅管理事務	住宅に困窮する低額所得者に安定した居住の確保を図るため、市営住宅及び共同施設の管理を適正かつ合理的に行います。
184	建設部	建築課	市営住宅の整備(借上型市営住宅)	経済的理由等により自力では最低居住水準の確保が難しい世帯に対し、市営住宅の的確な供給を行い、安心して子どもを育てられる良好な居住環境の整備を図ります。

185	建設部	建築課	市営住宅への優遇入居等の推進	市営住宅への入居の選考に際し、母子・父子世帯に対して優遇措置を行います。
186	保健所	地域保健課	母子保健推進会議	茅ヶ崎市及び寒川町が実施する母子保健事業が円滑かつ効果的に行われるために事業の課題検討、実績の分析・評価を行い、母子保健施策の向上を図ります。
187	保健所	地域保健課	不育症治療費助成事業	不育治療の経済的負担を軽減するため、医療保険が適用とならない不育症治療に要する費用の一部を助成します。
188	保健所	地域保健課	重度う蝕ハイリスク幼児予防対策事業	市の乳幼児歯科健康診査等で早期にう蝕(むし歯)多発傾向が把握された幼児の歯科支援と予防処置を実施します。
189	保健所	地域保健課	障害児者等歯科保健事業	慢性疾患児・障がい児等のう蝕(むし歯)予防や口腔機能発達支援の歯科相談を実施します。
190	保健所	地域保健課	保健指導・健康相談事業	保健師による電話・面接での保健指導や健康相談、茅ヶ崎支援学校等からの依頼に応じた性教育等を実施します。
191	保健所	地域保健課	かかりつけ医・歯科医・薬局の推進	日常の健康管理や健康状態を相談し、適切なアドバイスが受けられるよう、「かかりつけ医・歯科医・薬局」の普及・定着を進めます。
192	保健所	地域保健課	地域食生活対策推進事業	こども・成人・高齢者等の栄養や食生活について、課題のある年代に対し、地域関係機関・団体との連携により、栄養・食生活改善の推進を図ります。
193	保健所	地域保健課	地域医療センター業務運営事業	休日や夜間等に、小児科診療を含む一次救急診療を実施することで、医療が空白となる時間帯における住民の不安の解消を図ります。

194	保健所	保健予防課	難病患者支援対策推進事業	難病患者及びその家族を対象に、療養上の不安の軽減を図り、保健や医療及び福祉に関する相談指導及び助言等を行うため、難病相談会、難病講演会、難病リハビリ教室、難病患者と家族のつどいを開催します。難病患者に関わる従事者の確保と質の向上を図るため、在宅難病患者保健福祉従事者研修会を開催し、訪問看護師や介護支援専門員等の育成を行います。
195	保健所	保健予防課	難病患者相談・指導事業	難病患者及びその家族等からの療養生活上の困りごとや不安等に対し訪問や面接等で相談に乗り、不安軽減を図るとともに、利用できる制度の紹介や障がい・介護福祉サービスの導入について、関係機関と連携して支援を行います。また、個別支援の中から見えてきた地域の課題について検討を行い、難病施策に反映します。
196	保健所	保健予防課	依存症等対策事業	酒害相談員によるアルコール個別相談の開催、断酒会等自助グループの支援、依存症に関する普及啓発等を実施します。依存症に関する専門職研修に出席します。
197	保健所	保健予防課	精神障がい者等相談・訪問指導事業	精神科医師による定例相談のほか、精神保健福祉士、保健師等による随時相談・訪問を実施します。また、精神障がい者の地域生活支援のため、必要に応じて関係機関と協議、検討を行います。
198	保健所	保健予防課	エイズ・性感染症予防の普及	正しい予防知識等の普及を目的に講座等を開催します。
199	保健所	保健予防課	自殺対策推進事業	いのち支えるちがさき自殺対策計画に基づき、自殺予防のため、普及啓発活動、相談事業、地域の体制整備、人材育成等必要な取り組みを行います。自死(自殺)対策庁内連絡会を開催し庁内連携を図ります。
200	保健所	衛生課	薬物乱用防止対策	関係機関・団体による地域連絡会で、薬物乱用に関わる情報交換及び対策検討を行います。
201	保健所	健康増進課	健康増進事業	生活習慣病やフレイル、歯科保健等の一次予防及び二次予防の推進のため、展示、広報紙、ホームページ等を活用した普及啓発を実施します。歯科保健の推進のためのイベントを実施します。県のアプリ「マイME-BYOカルテ」を活用した健康ポイント事業を実施します。保健師や管理栄養士等が、電話や窓口にて食生活、運動、その他、個人の健康に関する相談に対応します。

202	保健所	健康増進課	栄養改善事業	栄養改善教室を実施します。ホームページやYouTube等も活用し、働き世代にも栄養・食生活に関する情報提供を行います。食生活改善普及運動月間等に展示等の普及啓発を実施します。ちがさき健康づくり講座(食生活改善推進員養成指定講座)を実施します。食生活改善推進団体への研修等支援を実施します。
203	保健所	健康増進課	こども予防接種事業	予防接種法に位置付けられている定期予防接種について、医療関係団体等に委託することにより実施するとともに、接種対象者に対して接種勧奨を行います。また、里帰り出産等により、委託医療機関以外の医療機関で接種した方に対する償還払いを実施します。
204	保健所	健康増進課	骨髄移植等予防接種再接種事業	骨髄移植等により、それ以前の定期予防接種で得た免疫が低下又は消失した20歳未満の方に対して、再接種費用を助成し、接種者の経済的負担を軽減します。
205	保健所	健康増進課	風しん予防接種事業	妊娠を希望する女性等に対し、麻しん風しん混合(MR)ワクチンの予防接種費用を助成することで接種者の経済的負担を軽減し、風しんの流行拡大と「先天性風しん症候群」の発生を防止します。
206	消防本部	消防指導課	防災アカデミー事業	将来の地域防災力の担い手となる小学生に対し消防署見学を、中学生に対しては職場体験を実施し、年齢に応じた防火・防災教育を推進します。防火・防災教育は子どもたちに責任感や地域への貢献心を育てる役割もあり、将来の地域防災力の向上に繋がります。
207	消防本部	消防指導課	救命講習普及啓発事業	救命に関する正しい知識や技術を広く市民に普及させることで、救命率の向上を図ることを目的に、市で計画した救命講習会や自治会及び事業所などから申し込まれる救命講習会を開催します。幼少期から救命教育を経験することは救命に関する正しい知識や技術の普及に必要なことであるため、小学校では救命入門コースを、中学校ではジュニアコースを実施します。各種救命講習会については、WEB講習会の開催や、小児・乳児を救命対象とした講習会の開催等、市民ニーズを取り入れながら実施します。
208	消防本部	消防指導課	AED(自動体外式除細動器)の維持管理及び更新事業	救命率の向上を目的に市内すべての公共施設に設置しているAEDの維持管理を含んだリース契約の更新を行い、初期費用や保守点検費用の抑制、管理事務の軽減を図ります。

209	市立病院	医事課	各種医療相談の実施	他医療機関、福祉施設、行政と連携し、患者の転院、在宅療養、医療相談等に迅速に対応します。
210	教育総務部	教育総務課	学校遊具・体育器具の点検、修繕及び更新	学校の遊具・体育器具は全体的に老朽化が進んでいます。児童・生徒が、遊具・器具を安全に使用できるように、定期的に点検を行うとともに、必要な修繕及び更新を進めていきます。
211	教育総務部	教育総務課	小中学校の運営・維持	市立小中学校の運営・維持に必要な財源を確保し、配当します。特別支援学級の運営に必要な財源を確保し、児童一人一人に応じた教材を整備し、学校生活を送れるようにします。総合的な学習の時間の実施にあたり必要とする教材等の調達にかかる財源を確保し、学習に必要な環境を整えます。また、学校文書のファイリングシステム維持のため、研修の実施や各校の巡回を行います。
212	教育総務部	教育総務課	小中学校の備品等の整備	小中学校の図書館用の図書や理科教育設備をはじめとする各種備品について更新を進め、教育環境を充実させます。また、児童及び生徒用の机・椅子については、買換のみではなく修繕も視野に入れながら、効率的に整備を進めます。
213	教育総務部	教育総務課	小中学校の義務教育教材の整備	国が策定した「教材備品指針」に基づいて、各学校の教育目標、教育課程や特色ある学校づくりなどの諸事情に対応して、弾力的・効果的な教材整備を図れるよう必要な教材を購入し、充実した授業になるよう必要な環境を整えます。
214	教育総務部	教育施設課	小学校施設整備改修事業	各小学校の老朽化の進行に応じて、適時、校舎の外壁、屋上防水、電気設備及び内装等の改修工事を実施します。また、グラウンド未改修の学校や周辺住宅に砂塵の被害が多くある学校を優先して、グラウンド改修を進めます。
215	教育総務部	教育施設課	中学校施設整備改修事業	各中学校の老朽化の進行に応じて、適時、校舎の外壁、屋上防水、電気設備及び内装等の改修工事を実施します。また、グラウンド未改修の学校や周辺住宅に砂塵の被害が多くある学校を優先して、グラウンド改修を進めます。

216	教育総務部	教育施設課	小学校施設維持保守管理事業	小学校施設のトイレ清掃、建物機械警備、校庭樹木剪定等について専門業者に業務委託を行い、適切に維持管理します。小学校施設に設置されている、消防設備、消火器等の防火設備や浄化槽、受水槽、エレベーター等の建築設備について専門業者に点検委託を行い、適切に保守管理します。小学校施設の床、壁、天井、建具、空調、衛生、電気設備などに生じる部分的な不具合について、学校運営の支障とならないよう、小規模な修繕を都度行います。
217	教育総務部	教育施設課	中学校施設維持保守管理事業	中学校施設のトイレ清掃、建物機械警備、校庭樹木剪定等について専門業者に業務委託を行い、適切に維持管理します。中学校施設に設置されている、消防設備、消火器等の防火設備や浄化槽、受水槽、エレベーター等の建築設備について専門業者に点検委託を行い、適切に保守管理します。中学校施設の床、壁、天井、建具、空調、衛生、電気設備などに生じる部分的な不具合について、学校運営の支障とならないよう、小規模な修繕を都度行います。
218	教育総務部	学務課	学校給食施設の維持管理に係る事務(予防保全)	設置から35年以上の年数が経過した給食用エレベーターの改修工事を行い、不具合による給食提供への影響を未然に防止します。
219	教育総務部	学務課	システム標準化・共通化学齢簿システムの再構築事業	国で進める自治体情報システム標準化・共通化に対応した学齢簿システムを導入します。
220	教育総務部	学務課	学校給食施設の維持管理(厨房機器入れ替え)	給食調理場における機器や設備について、耐用年数を経過し老朽化が進んだものを計画的に更新・入れ替えることにより、安定的な給食の供給体制を構築します。
221	教育総務部	学務課	要保護及び準要保護児童・生徒就学援助	経済的理由により、就学が困難な児童・生徒の保護者に対して、就学のため必要な費用を支援します。
222	教育総務部	学務課	児童生徒の事故報告及び通学の安全確保	登下校中の事故防止のため、安全にかつ安心して学校に通えるよう環境整備を推進します。「交通安全の観点」と共に「防犯の観点」での通学路点検を行い、子どもたちが安全に通学できるように関係機関等と連携・協力しながら対応します。
223	教育総務部	学務課	特別支援教育就学奨励費	障がいのある児童・生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、就学のため必要な費用を支援します。
224	教育総務部	学務課	学校給食の管理運営	学校給食摂取基準に基づく栄養バランスの取れた食事により、児童の心身の健全な発達に資するとともに、食に関する正しい理解と適切な判断力を養うことを目的として、小学校19校、中学校13校において地産地消や食の大切さを伝える食育を推進し、給食を実施します。

225	教育総務部	学務課	学校保健の管理及び運営	学校保健の維持管理及び充実のため、学校医、学校歯科医、学校薬剤師を委嘱します。児童生徒の健康保持、増進を図り、学校教育の円滑な運営のため、健康診断や各種検査等を実施します。
226	教育総務部	学務課	学校環境衛生管理	安全で快適な学校環境を維持するため、学校環境衛生基準に基づき各種検査(プール水質検査、飲料水水質検査、教室内空気環境検査、ダニ又はダニアレルゲン検査)を行います。保健室の物品等の破損に対して修繕を行い、安全かつ適切な維持管理を図ります。
227	教育総務部	学務課	教職員の福利厚生	湘南地域3市1町の公立学校その他関係機関に勤務する県費負担教職員の福利厚生に関する事業や給付を行うことを目的として設立された湘南教職員福利厚生会の運営の充実を図ることで学校教育の振興につなげます。
228	教育総務部	学務課	学校職員の定期健康診断及び産業医の面接指導	教職員の健康の保持及び増進を図るため、茅ヶ崎市立病院に委託して定期健康診断を実施します。また、長時間勤務者で産業医との面談を希望する教職員及び健康相談を希望する教職員を対象に、産業医による面談を実施します。メンタルヘルス不調の未然防止やストレスの原因となる職場環境の改善を目的として、市立小中学校の教職員を対象としたストレスチェックを実施します。
229	教育総務部	学務課	教職員のサービスに関する事務	法令、条例等に基づき、教職員の勤務時間、休暇等のサービスについて監督を行います。また、県教育委員会と連携を図りながら、勤務時間や休暇等についての学校からの質問及び回答、最新情報の提供を行います。また、出退勤管理システムにより、教職員の勤務時間を把握し、長時間労働の実態等を把握します。
230	教育総務部	学務課	要保護及び準要保護児童・生徒就学援助	市立の小中学校に在籍する児童・生徒の保護者で生活保護又は生活保護に準じる程度に困窮している世帯の保護者に対して、学用品、通学用品、校外活動、給食、医療などの費用の援助をします。
231	教育総務部	学務課	通学路の点検調査の実施	各小学校では、地域や保護者の協力のもと、通学路の安全確保のため、危険箇所の点検調査などを行います。点検調査の結果、改善の必要な箇所は、各学校から提出された通学路改善要望に基づき、関係機関と連携し通学路の改善に努めます。
232	教育総務部	教育施設課	学校施設等整備事業(体育館LED化)	老朽化が進む既存の体育館照明設備の省エネルギー化を推進するため、改修工事を行います。

233	教育総務部	教育施設課	学校施設等整備事業(大規模改修)	快適な教育環境を確保するため、老朽化した小・中学校の校舎・トイレ等の大規模改修を計画的に実施していきます。建築部材や設備機器の更新時期を迎えている小・中学校を対象に、令和6年度から年間1校程度大規模改修を実施します。
234	教育総務部	教育施設課	学校施設等整備事業(予防保全)	小・中学校の屋根・外壁、防水、エアコン、受水槽、ポンプ、プールろ過機、弱電設備等の改修を行います。
235	教育総務部	教育施設課	学校施設等整備事業(老朽化)	小・中学校の老朽化した施設(トイレ、放送、弱電設備等)の工事を行います。
236	教育総務部	教育施設課	学校施設整備基金事務事業	小・中学校の施設整備を計画的に推進するため、令和4年9月に茅ヶ崎市学校施設整備基金を設置しました。将来的な小・中学校施設の大規模改修や更新などの費用に充当するための資金の積み立てを行うとともに、計画的な施設整備のため、必要に応じて効果的に活用します。
237	教育総務部	教育施設課	公立小の校庭等の開放	小学校の校庭等の開放を実施し、こどもの居場所とします。
238	教育総務部	学校教育指導課	学齢期を経過した方への就学機会提供事務	さまざまな理由から義務教育を十分受けることができなかった方に教育の機会を実質的に保障するため、相模原市および神奈川県教育委員会と協定を締結し、希望する方が相模原市立大野南中学校分校夜間中学へ広域的な就学ができる環境を整えます。
239	教育総務部	学校教育指導課	教育事務に係る連携・調整	指導主事が、県教育委員会主催会議や湘南三浦教育事務所管内指導担当者会議等への参加を通して、最新の教育情勢の把握に努めるとともに、指導事務の一層の推進を図ります。各学校において、適切な教科書給与ができるよう、年3回の教科書給与事務担当者会を通して、関係法令に基づいた事務手続きや教科書数入力システムの取扱いについて、研修や周知を行います。
240	教育総務部	学校教育指導課	いじめ防止対策推進事業	「茅ヶ崎市いじめ防止対策審議会」において、いじめ防止等のための調査研究を行うとともに、審議会で調査研究した内容について、「茅ヶ崎市いじめ問題対策連絡協議会」等において情報共有を図ります。また、「茅ヶ崎市いじめ防止サミット」を開催することで、児童・生徒自らがいじめ防止について考える機会を創出するなど、市全体でいじめ問題に取り組む体制を構築します。

241	教育総務部	学校教育指導課	安全・防災教育推進事業	<p>学校長をはじめ防災担当教員が参加する防災対策推進会議において、地震等の災害の際に、児童・生徒の生命・安全を確保するため、その対策について情報交換、連絡調整その他必要な協議を行います。各学校の防災計画の作成に向けた、情報提供等を行います。また、各学校教職員を対象に、普通救命講習会を行い、校内研修会を行います。</p>
242	教育総務部	学校教育指導課	学校教育の充実	<p>指導主事が、計画訪問、要請訪問、機会訪問等の機会を通して、学校運営、学習指導、児童・生徒指導等、教育に関する事項について、教職員に指導・助言を行うとともに、今日的な教育課題についての情報共有や、各学校の実態に応じた取組の方向性についての共通理解を図ります。豊かな人間性と自律性をはぐくむ学校教育の充実に向け、新任校長及び教頭を対象として研修を実施し、地域や学校の特色を生かした学校経営、学校運営の推進について、研究協議を行います。</p>
243	教育総務部	学校教育指導課	学校校務支援システム配備事業	<p>市内小・中学校に同一の統合型校務支援システムを配備することで、学齢期における児童・生徒情報を蓄積し、9年間継続して個に応じた切れ目のない支援を実現するとともに、一人一人の学習の記録を活用し、個別最適な学びの実現を目指します。また、統合型校務支援システムの活用を充実させるため、教職員に対して定期的な研修を実施します。</p>
244	教育総務部	学校教育指導課	健康教育推進事業	<p>小・中学校長会、小・中学校教育研究会体育・保健体育部会、小・中学校教育研究会養護部会、小学校教育研究会栄養士部会、小学校給食指導担当者部会の代表からなる推進委員会を設置し、児童・生徒の心身の健全な発達や健康の保持増進、運動に親しむ態度の育成、体力の向上を目指した研究協議を行います。生活習慣や食習慣に係る児童・生徒の実態を把握し、保護者への啓発を図るとともに、今後の健康指導に役立てることを目的とし、「早寝早起き朝ごはんに関するアンケート調査」を実施し、その集計・分析結果を掲載した「食育ちがさき」を発行します。児童・生徒へのより一層の食育の充実を図るため、栄養教諭を中核としたネットワークを活用して各校への情報提供等を行い、教員・栄養教諭・学校栄養職員・養護教諭による給食指導や学校指導並びに教科における食育を推進します。</p>
245	教育総務部	学校教育指導課	教科書改訂に伴う教育活動整備事業	<p>教科用図書の改訂に合わせ、各学校のクラス数や教員数等をもとに、必要となる教師用教科用図書及び教師用指導書を購入するとともに、学校の実情に応じた指導用教材を購入し、市立小・中学校全校に配備します。</p>

246	教育総務部	学校教育指導課	茅ヶ崎市教科用図書採択に係る事務	市教育委員会が行う教科用図書の採択に関し、次年度から使用する小・中学校の教科用図書について、調査研究及び協議を行うことを目的として茅ヶ崎市教科用図書採択検討委員会を設置します。(採択年度のみ)
247	教育総務部	学校教育指導課	特別支援学級整備事業	特別支援学級の全校整備等に向け、「茅ヶ崎市インクルーシブ教育検討委員会」において、整備計画や茅ヶ崎市立小・中学校児童・生徒の居住地交流ガイドライン策定等について協議を行います。特別支援学級の全校整備等に向け、学校調査を実施し、関係各課かいと連携を図る中で、開設に向けた準備を行います。
248	教育総務部	学校教育指導課	インクルーシブ教育推進事業	全ての子どもが、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し、社会参加することができるよう、関係機関との連携や地域資源の活用を図るとともに、教職員の特別支援教育に係る指導の資質向上を目指すため、インクルーシブ教育研究会を開催し、インクルーシブ教育の具体的方策を研究協議します。特別な支援を必要とする児童・生徒の社会参加・社会的自立を実現していくために、屋内温水プールの利用や児童・生徒の自立活動、相互交流等の教育推進のために送迎バスを運行するとともに、下肢障がいなどのある児童・生徒のための階段昇降機の貸し出しや宿泊行事に係る介助員、医療的ケア等を必要とする児童・生徒に対して学校看護介助員の派遣等を行います。また、言葉や聞こえ、及び集団で過ごすことに対する不安を抱える児童それぞれの状況に応じた指導・支援を行うために、通級による指導を推進します。
249	教育総務部	学校教育指導課	特色ある教育課程の創造推進事業	全小学校を対象に、いのちの事業小動物飼育アドバイザー派遣事業の概要についての説明を行い、学校の希望に応じて獣医師やヤギを派遣し、「いのちの授業」を実施します。各学校における創造的な教育課程の編成のための研究会を行います。各学校が学校経営計画に基づき、学校や地域の特性を生かして、「特色ある学校づくり」「魅力ある学校づくり」を主体的に推進するために、独自に取り組む教育活動を支援します。
250	教育総務部	学校教育指導課	就学相談事業	茅ヶ崎市在住及び茅ヶ崎市に転居予定の、障がい等のある次年度就学児童及び学齢児童・生徒に適切な教育措置を講ずることを目的として、当該幼児・児童・生徒に対しその障がいの種類・程度・状況等に応じた就学相談を実施し、次年度就学児童・生徒の就学予定校での入学前相談を実施します。特別支援学校、特別支援学級への就学を検討している幼児・児童・生徒に対し、教育支援委員会において審議します。

251	教育総務部	学校教育指導課	ふれあい補助員及び学校看護介助員派遣事業	学習及び生活指導の補助を行うことを通して、特別な支援を必要とする児童・生徒を含めたすべての実態に応じたきめ細やかな教育の推進を図るため、ふれあい補助員を市立小・中学校に派遣します。また、特別な支援を必要とする児童・生徒に係る医療的ケア等及び生活支援・学習支援を行うため、看護師資格を有する学校看護介助員を医療的ケア児が在籍する市内小・中学校に派遣します。ふれあい補助員及び学校介護介助員の資質向上を図るため、研修会を実施します。
252	教育総務部	学校教育指導課	特別支援教育巡回相談事業	茅ヶ崎市における特別支援教育体制の整備と充実を図り、特別な支援を必要とする児童・生徒一人一人の教育的ニーズに応じた教育を実現するため、学校の要請に応じて臨床心理士資格を有する特別支援教育相談員や指導主事がチームを組んで巡回相談を実施します。特別支援教育相談員が各ケースへの的確な指導・助言を行うことができるよう、精神科医及び臨床心理士などの有識者によるスーパーバイズを実施します。特別支援教育担当者会やふれあい補助員研修会において、特別支援教育相談員による講義を行います。
253	教育総務部	学校教育指導課	学校支援・地域連携事業	コミュニティ・スクール実践研究校をはじめ、学校運営協議会を軸とした地域との連携のより良い方策を探り、その成果や課題について推進協議会において報告を行います。各小学校における読書活動の質の向上を図り、読み聞かせや読書環境づくりを推進するため、読書活動指導協力者を派遣します。各中学校の必要に応じて、専門的な技術を有し、学校教育方針や部活動運営方針に即した活動ができる部活動指導協力者を派遣します。学校・家庭・地域の連携を深めるとともに、児童・生徒にもものづくりや生産活動などの体験的な学習の機会を提供することで、総合性の高い教育活動を展開するために指導協力者を派遣します。
254	教育総務部	学校教育指導課	学校体育指導支援事業 (小学校水泳学習)	小学校の水泳授業に係り、民間施設活力を活用し、民間指導者と教員がそれぞれの強みを活かしながら連携・協働することにより、学びの質の向上、教員の負担軽減、将来的な維持管理コストの縮減、地域経済の活性化による重層的な施策重層的な効果等を段階的に目指します。民間業者の施設を利用しないがっこうについては、学校施設において民間業者の指導員を派遣する形で実施します。

255	教育総務部	学校教育指導課	外国語等教育推進事業	各学校における外国語教育の充実が図られるよう、小・中学校に英語指導助手、小学校に外国語教育支援員を派遣します。外国語教育に係る教職員が本事業の趣旨の理解を深め、より効果的な運用が図られるよう、各学校の担当者を対象に、英語指導助手活用打合せ会及び活用検討会、外国語教育推進担当者会を開催します。外国につながるのある児童・生徒への日本語指導を行うため、学校の要請により、日本語指導協力者を派遣し、保護者との連携を図りながら、日本語の基礎的・基本的な学習や生活習慣への適応指導等を行います。
256	教育総務部	学校教育指導課	GIGAスクール構想の推進事業	国が示した「GIGAスクール構想の実現」を受け配備した、児童・生徒1人1台タブレット端末を有効に活用していくため、教育の情報化推進担当者会において、情報交換、連絡、研究協議を行うとともに、各学校の要請に応じて校内研修を実施し、児童・生徒の情報活用能力の育成及び教職員のスキルの向上等を図ります。
257	教育総務部	学校教育指導課	人権教育推進事業	希望する小・中学校において、学校・家庭・地域における人権尊重の意識を高めるための、人権移動教室を実施します。各学校の担当教員を対象に、人権教育講座を開催し、人権教育を推進するための指導者の養成及び資質の向上を図ります。
258	教育総務部	学校教育指導課	児童・生徒指導事業	いじめ・問題行動、長期欠席等に関する調査等により各学校の実態や課題を把握するとともに、児童・生徒指導担当教員研究会において、研究協議や講演会を実施することで、いじめ・問題行動等の防止や支援の取組に努めます。また、いじめ、暴力行為、などの問題行動や、不登校児童・生徒への即時的、重点的な対応を行っていくために、社会福祉士等の専門的な資格を有するスクールソーシャルワーカーを配置し、必要に応じてスクールソーシャルワーカーによる相談・支援活動を実施し、児童・生徒が置かれた環境へ働きかけたり、児童相談所等の関係機関とのネットワークを構築したりすることで、事案の早期解決を図ります。
259	教育総務部	教育センター	研究研修及び青少年教育相談管理運営事業	研究研修及び青少年教育相談担当事業の効率化を図るために会計年度任用職員を含む各職員の業務の管理・調整に努めます。また、庁内各課かい及び市内小・中学校との連携を図ることで、両担当の円滑な運営に努めます。

260	教育総務部	教育センター	幼児期からの子どもの育ちに関する講座・講演及び連携事業	健やかな心身の調和的な発達に必要な教育のあり方について、幼児期から思春期への子どもの育ちに関する基礎研究や情報収集等を行い、茅ヶ崎市の教育の現状を把握する中で、響きあい教育シンポジウム、教育講演会、幼児教育研修会(茅ヶ崎寒川地区保幼小教育連携研究協議会との共催)、乳幼児期の子育ち子育て講座を開催し、市民向けに情報提供の場を設けます。 幼児期からの健やかな育成を目指す中で、情報交換の場として、茅ヶ崎市幼児・小学校教育連携連絡会の実施、茅ヶ崎寒川地区保幼小教育連携研究協議会との連携を行います。
261	教育総務部	教育センター	質の高い学びづくりに資する調査研究の推進事業	茅ヶ崎市の教育を推進していく上で直面する教育課題や、児童・生徒への効果的な指導に係る教育課程上の課題について調査研究を行います。小学校と中学校の校種が異なる教員がチームを組んで、授業改善・教育課題・成長発達の3つの分野に係る課題の追究に向けて授業実践及び協議などを行います。
262	教育総務部	教育センター	子どもたちの学習・生活状況に関する調査研究事業	児童・生徒の学習及び生活状況を把握するため、毎年継続して「茅ヶ崎市立小中学校児童生徒意識調査」を実施します。総合計画及び教育基本計画の指標目標値との整合を図り、教育委員会内の諸事業の評価に資するために調査します。調査結果については、茅ヶ崎教育研究員会による集計・分析を行い、報告書等を学校の教職員や市民に公表します。
263	教育総務部	教育センター	神奈川県教育研究所連盟関係研究推進事業	他市町村との交流を通して茅ヶ崎市の教育の充実が図られるよう、県教育研究所連盟加盟の市町村主催の研究会等の開催について各学校に周知するとともに、研究内容や状況に応じて、県教育研究所連盟と連携を図ります。
264	教育総務部	教育センター	調査研究成果の発信啓発事業	調査研究成果や調査研究過程について発信し、教育関係者への教育課題解決のための意識啓発を図ります。調査研究の推進事業と連携を図り、調査研究発表会を開催します。各研究員会の調査研究の成果や課題を研究集録にまとめるとともに、機会を捉え教育関係者に情報提供し、研究成果が活用されるよう努めます。
265	教育総務部	教育センター	教育関係団体との連携推進事業	「茅ヶ崎寒川地区小学校教育研究会」及び「茅ヶ崎寒川地区中学校教育研究会」の教職員の研修、児童・生徒の資質向上に関すること、茅ヶ崎寒川地区小中学校の教育発展向上を図るための事業に交付金を支給し、主体的な研究の活性化のための支援を行います。「茅ヶ崎地区中学校体育連盟」の生徒体育大会の開催、その他スポーツ発展を図るための事業に交付金を支給し、中学校部活動の充実のための支援を行います。

266	教育総務部	教育センター	初任者研修等教職員人材育成事業	初任者研修は、初任の教諭に対して、教員及び社会人としての自覚を高めるとともに、児童・生徒の実態に応じた学習指導や学級経営に必要な基礎的・基本的な知識や技能を習得し、組織の一員としての意識を高めます。ファーストキャリアステージに係る教員及び臨時的任用職員において、教員として必要な資質・能力を段階的に身に付けられるよう、体系的に研修を実施します。自身や学校の強み及び課題等を踏まえて学ぶ目的を明確にし、自ら学びをデザインして主体的に学び続ける教職員の育成に努めます。
267	教育総務部	教育センター	神奈川県立総合教育センター等関係研修推進事業	神奈川県立総合教育センター及び体育指導センターが実施する基本研修、指定研修等に関する連絡調整を行います。神奈川県立総合教育センター等が主催する研修の内容や方法についての情報収集に努め、本市教育センターが主催する研修への反映等を検討します。
268	教育総務部	教育センター	学校内研究・研修の支援事業	各学校を会場として、校内研究テーマに即した講師を招聘して学習指導講座を開催し、授業研究を中心とした校内研究の充実と校内研究を通じた市内小・中学校教員の交流を図ります。教育研究機関や大学等の研究者と連携し、教育活動の実践展開に役立つ情報を収集、講座等で提供したり、研究修用図書を購入したりすることで学校内研修の支援を行います。
269	教育総務部	教育センター	教材等の整備・提供に関する事業	教育活動の充実に資する教材等の整備・提供に努めるとともに、教育センター所蔵の資料の整理を行い、その活用について、教職員への周知に努めます。 ・社会科資料集及び地域教材副読本の改訂について「わたしたちの茅ヶ崎」検討委員会により内容の精査等を行い、改訂作業を進めます。
270	教育総務部	教育センター	創意工夫・研究作品展事業	茅ヶ崎市立小・中学校の児童・生徒(市内在住で他の国公立・私立小・中学校の児童・生徒を含む)の創意工夫・研究作品を集め、作品展を開催し、創意工夫及び研究意欲の増進と高揚を図ります。茅ヶ崎市小学校中学校創意工夫・研究作品展運営委員会を組織し、運営及び審査を行うとともに、出品児童・生徒等の顕彰を行います。創意工夫作品の入賞作品を神奈川県青少年創意くふう展覧会に、研究作品の入賞作品を全国小・中学生作品コンクールに出品します。

271	教育総務部	教育センター	あすなる教室関係事業	学校、青少年教育相談担当、関係機関と連携を図りながら、通室生に社会的自立や学校復帰に向けた指導・支援を行います。専門家の指導を受けながら、研修、事例検討会等を実施します。参加対象を、通室生保護者だけでなく、一般市民にも広げた不登校に関する講座を開催し、保護者支援を行います。
272	教育総務部	教育センター	心の教育相談関係事業	各学校に配置している「心の教育相談員」が、児童・生徒の悩みやストレスに早い段階から関わられるよう、いつでも気軽に話せる環境を整えていきます。迅速に対応できるよう学校内の相談体制の充実を図るとともに、スーパーバイザーによる研修会等を通して「心の教育相談員」の資質向上に努めます。
273	教育総務部	教育センター	青少年教育相談関係事業	児童・生徒及び青少年の健全育成等を目指し、各々のケースに応じた電話、面接、訪問等の相談活動を行います。多様化、複雑化する相談内容に対応するため、関係機関との緊密かつ迅速な連携を図ります。県派遣のスクールカウンセラーを中学校区に配置し、児童・生徒・保護者からの相談に応じるとともに、県の要綱等に則り運用します。
274	教育推進部	社会教育課	社会教育事業の実施	社会的要請課題を重点テーマとして、学習の機会の提供を図ります。事業の実施にあたっては、各公民館をはじめとした各社会教育施設及び庁内各課と積極的に連携することにより、内容の充実を図ります。また、社会教育関係職員研修に関する取組を推進を行います。
275	教育推進部	社会教育課	ちがさき丸ごとふるさと発見博物館事業	地域の連帯意識の希薄化、身近な自然に接する機会の減少といった現代の都市課題に対して、地域の文化・歴史・自然など有形・無形のまちの宝ものである「都市資源」の保全・活用を進めながら都市資源を題材とした市民向け講座等を開催し、参加者が地域の都市資源を再発見するとともに参加者同士のつながりを育む機会を提供します。
276	教育推進部	博物館	博物館管理運営業務	茅ヶ崎の自然や歴史・文化に関する資料や情報を、展示やワークショップをはじめとした教育普及活動をとおして市民・利用者への学びの機会を創出するとともに、デジタルアーカイブを活用し学校教育との連携を促進します。加えて、市民・利用者が安全・快適に利用できるよう、設備の保守点検を定期的実施し、適切な施設管理を行います。

277	教育推進部	博物館	デジタルアーカイブ構築活用事業	内閣官房デジタル田園都市国家構想が掲げる「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指し、令和4年度に構築した、博物館、美術館、社会教育課文化財保護担当及び文化推進課市史編さん担当が所有する知的財産(史跡、図書、写真など)を搭載した茅ヶ崎版のデジタルアーカイブを活用し、利用者の学習意欲が湧くコンテンツの作成を行います。また、ICTを使用した講座を行うために整備したWi-Fi環境を活用した博物館事業を展開します。 また、GIGAスクール構想と教育活動の連携を深め、リモート出前授業等のオンラインでの学習機会の提供を積極的に行います。
278	教育推進部	博物館	民俗資料館保存管理運営事業	市指定重要文化財である旧和田家住宅及び旧三橋家住宅を確実に次世代に継承するため、適切に保存・管理するとともに、一般公開や市内小・中学校の児童・生徒の学びの場として活用することで、市の文化財についての普及啓発を図ります。また、市指定史跡の藤間家の土地、及び国登録有形文化財である主屋については、保存活用計画を策定し、市民等の学習・憩いの場として活用するとともに、近傍にある他の国登録有形文化財「旧南湖院第一病舎」や「旧氷室家住宅主屋」など、近代の茅ヶ崎を語るに欠かせない建造物と連携し、文化創造の場として活用することを目指します。
279	教育推進部	社会教育課(公民館5館)	ICTを活用した公民館事業のオンライン化	若い世代の公民館の利用参加の促進や参加者層の充実・拡大を図るため、各公民館のWi-Fi環境を活用して、非対面講座の拡充などオンラインを活用した公民館活動を実施します。小・中学生がタブレット端末を活用した学習活動に取り組む場の提供や、シニア世代がICTの活用能力を身に付ける機会を提供することによりデジタルデバイドの解消を図ります。
280	教育推進部	公民館5館(小和田・鶴嶺・松林・南湖・香川)	子ども事業	子どもが健やかに育まれるよう地域の人たちとのふれあいや交流を通じて、こどもの居場所づくりを進めます。対面形式を中心としながらオンラインや動画配信を含めた講座等を、公民館利用団体やボランティアの協力もいただきながら開催し様々な学習体験の場を提供します。 また、地域団体や学校等との連携により、学校区や学年を超えた子ども同士や大人とこどもの交流の促進を図ります。
281	教育推進部	公民館5館(小和田・鶴嶺・松林・南湖・香川)	家庭教育支援関連事業	子育てに対する不安やストレスが一層社会問題化しているなか、家庭教育支援の充実を図るため、オンラインや動画配信の手法も取り入れながら、家庭教育をテーマとした学習機会及び親子のふれあいの場を提供します。子育てに関する相談及び育児に役立つ情報提供並びに身近で気軽に参加できる憩い、交流及び仲間作りの場などを提供し、子育てに不安や悩みを持つ保護者が、安心して家庭教育を行えるよう、子育て(家庭教育)への支援を進めます。

282	教育推進部	公民館5館(小和田・鶴嶺・松林・南湖・香川)	公民館利用者活動支援事業	公民館を利用する団体・サークルの利用申請の受け付け、貸室・備品等の貸し出しにかかる業務や、業務運営上必要な物品の整理等、公民館の適正な運営を図るための業務管理を行います。また、運営にあたり、5館でとりまとめることで事務の効率化及び経費の削減が見込まれる事項については、5館連携のもと、随時実施します。
283	教育推進部	公民館5館(小和田・鶴嶺・松林・南湖・香川)	地域課題解決等事業	社会的要請課題や現代的課題として、食育・健康・環境問題・安全安心・情報化・共生社会・コミュニケーションスキル等をテーマとし、地域団体との共催・協力など多様な方法により事業を実施します。また、地域の人たちが集い、交流できる場を提供しながら、自分の住む地域への理解と地域の中でのコミュニケーションを喚起し、地域づくりや地域の教育力の向上を図られるよう支援し、参加者の交流を図ります。
284	教育推進部	公民館5館(小和田・鶴嶺・松林・南湖・香川)	学習成果活用・学習情報提供事業	公民館まつりの開催等により、利用団体・サークルによる日頃の学習成果を地域に還元する機会を提供します。また、公民館だより及び公民館情報紙の発行並びにチラシの配架、ホームページ及びSNSによる情報発信を活用し、地域や学習者のニーズに応じた学習機会や講座等の情報を提供します。
285	教育推進部	公民館5館(小和田・鶴嶺・松林・南湖・香川)	次世代育成ネットワーク事業	次代の社会を担う子どもを育成するとともに、地域の活性化を図るため、地域の小中学校や教育関係の機関・団体等と連携し、子どもたちの参加の機会を提供します。公民館運営の担い手として、主催事業や通常業務のボランティアに参画いただくほか、職場体験、インターンシップの受け入れを実施します。
286	教育推進部	青少年課	児童クラブ待機児童解消対策推進事業	1～3年生の待機児童解消を最優先に、学校施設も活用しながら、取組を進めます。また、保護者が長時間不在となる夏季休業中の不安を解消するための取り組みを行います。
287	教育推進部	青少年課	青少年問題協議会事務	地方青少年問題協議会法に基づいて設置した協議会を開催します。協議会の委員は茅ヶ崎市青少年問題協議会要綱で定められた議員や関係団体の代表者で構成されています。青少年に関する重要事項を調査審議するとともに、その実施に関して関係機関との連絡調整を図ります。
288	教育推進部	青少年課	ネットパトロール事業	インターネット上でのトラブルから子どもたちを守るため、SNS等を検索するとともに、個人やクラスが特定できるもの、児童、生徒、教職員への誹謗中傷等については学校と連携し、課題解決につなげています。

289	教育推進部	青少年課	ジュニアリーダー養成事業	地域の青少年リーダーとして活動するジュニアリーダーを養成するため、各種事業を実施します。小学5・6年生を対象とした体験活動事業では、中学生や高校生のジュニアリーダーがリーダーとなり、異年齢間の交流を図るとともに、集団生活を通じて社会性等を身につけます。小学校3年生から6年生を対象としたインリーダー研修では、学校や地域の青少年リーダーとして活動ができる人材を育成するため実施します。また、受講後、小学生リーダー養成講座、ジュニアリーダー養成講座の受講につながるよう実施します。
290	教育推進部	青少年課	小学校ふれあいプラザ事業	放課後に学校等を活用し、こどもたちの安全・安心な活動拠点(居場所)を設け、地域住民の参画を得て、こどもたちとともに勉強、スポーツ、文化活動や地域住民との交流活動等の取組みを実施することにより、こどもたちが地域社会の中で心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進するため、学校、保護者、地域の方々に組織された運営委員会により、小学校区ごとに小学校ふれあいプラザを開催します。
291	教育推進部	青少年課	茅ヶ崎ゆかりの宇宙飛行士関連事業	土井隆雄宇宙飛行士と野口聡一宇宙飛行士を輩出した本市は、「宇宙飛行士ゆかりのまち」として、次世代を担う子どもたちを始め、多くの方々に宇宙や科学に関する知識をわかりやすく提供するため、市民団体等と協力して「ちがさき宇宙教室」を開催します。
292	教育推進部	青少年課	民設民営児童クラブ整備事業	待機児童の増加が見込まれる地域において、民間独自の特色を生かした新たな民設民営児童クラブを公募により設置し、多様な保護者ニーズに適切に対応するとともに、待機児童の解消を目指します。国・県の補助金に基づき、施設整備に関する補助金を支出するとともに、開所に向けた支援を行います。
293	教育推進部	青少年課	放課後子ども総合プラン推進事業	小学校ふれあいプラザ運営協議会へ参加し、小学校ふれあいプラザと児童クラブの連携のための課題等の洗い出し及び対策を進めます。また、両事業の連携を促進するため、民間施設賃借による児童クラブについて、賃貸借契約期間満了等の時期を見据えながら、放課後児童クラブにおける学校施設の利活用を検討していきます。
294	教育推進部	青少年課	茅ヶ崎公園体験学習センターの運営管理	こどもから高齢者までが出会い、学び、楽しみ、仲間をつくるなど、あらゆる世代がふれあうことができる施設を目指すために、地域とのつながりなど指定管理者を側面から支援し、さらなるサービス向上を図ります。また、令和11年度からの次期指定管理を見据え、茅ヶ崎公園及び公園施設の一体的な管理運営について関係課と協議し、課題の抽出や分析を行います。

295	教育推進部	青少年課	放課後子ども総合プラン	共働き家族等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、すべての小学生が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体型を中心とした、両事業の計画的な整備等を進めます。
296	教育推進部	青少年課	放課後児童健全育成事業(児童クラブ)	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校児童を対象とし、地域の協力を得ながら、適切な遊び及び生活の場を提供して健やかな育成を図ります。なお、運営形態は、公設民営のほか、待機児童の増加が見込まれる地域において、民間独自の特色を生かした新たな民設民営児童クラブを設置し、多様な保護者ニーズに対応するとともに、待機児童の解消を図ります。
297	教育推進部	青少年課	児童クラブ育成料の減免	安定した生活を支援するため、生活保護世帯や市町村民税非課税世帯は育成料の全額を免除、また市町村民税が均等割のみの課税世帯は2分の1に減額します。
298	教育推進部	青少年課	児童クラブ指導員に対する研修	児童クラブの指導員に対して、神奈川県等が実施する研修への参加を働きかけ、指導員の資質の向上を図ります。
299	教育推進部	青少年課	子どもの安全を守る都市の推進	犯罪や事故等から子どもを守り、安全な社会環境づくりの推進を図るため、「子どもの安全を守る都市宣言」に基づき、青少年団体をはじめとした各地域や学校と連携し、積極的な取り組みが実施されるよう支援します。小学校に入学する新1年生への防犯ブザー配付、こども110番の家のステッカー配付、また学校の長期休暇明けに合わせ全庁的な啓発活動等を実施することで地域の見守り体制の強化を図ります。
300	教育推進部	青少年課	成人の日関連事業	人生の節目に改めて自覚を促し、祝い励ますとともに、家族や友人、地域とのつながりをより深める機会とするため、成人の日に20歳となる方を対象に「はたちのつどい」を実施します。市内中学校を卒業した20歳の方、公募による青少年指導員連絡協議会の代表者により構成される実行委員が年間を通して会議を重ね、企画・運営を行います。
301	教育推進部	青少年課	青少年指導員活動支援事務	茅ヶ崎市域の青少年指導員の活動を推進し、地域の青少年育成の振興促進を図るため、学区や市域における青少年指導員の活動を支援します。
302	教育推進部	青少年課	子どもの家の管理運営	こどもたちの遊び場や居場所になっている「子どもの家」について、運営管理業務等を確認するモニタリング実地調査を行い、運営内容の充実と有効な施設利用を図ります。(コミュニティセンター併設)

303	教育推進部	青少年課	青少年広場の運営管理	子どもたちの健全育成のため、遊び場や居場所の充実のため、設置している「青少年広場」の安全な管理を行います。
304	教育推進部	青少年課	青少年会館の運営管理	青少年の健全育成のため、青少年及び青少年団体、青少年育成に係る団体や地域の人々の活動拠点及び居場所として、安全・安心に利用できる施設であるよう管理運営を行います。
305	教育推進部	青少年課	小学校ふれあいプラザ事業	学校、地域、保護者の協力を得ながら、放課後の子どもたちが安全で安心して過ごせる居場所を提供します。
306	教育推進部	青少年課	冒険遊び場事業	子どもがのびのびと思い切り遊べるように、禁止事項を少なくし、「自分の責任で遊ぶこと」を大切にしていくな遊び場を運営します。
307	教育推進部	青少年課	子ども会育成事業	こども会の活動内容を充実し、こどもの主体的な活動への参加とこども同士の異世代交流を深めます。
308	教育推進部	青少年課	青少年育成指導者研修	青少年指導員等、こども会役員向けの研修を実施します。
309	教育推進部	青少年課	ネットパトロール	インターネット(携帯電話)の普及による、出会い系サイトや学校裏サイト等による犯罪、被害を防止するため、学校、青少年育成団体、地域等と連携を図ります。
310	教育推進部	青少年課	関係機関・関係業界に対する被害防止のための措置の要請	青少年指導員による有害図書の回収、県が実施する社会環境実態調査への協力等の活動を中心に、青少年の健全育成に影響を与えている各種営業、情報媒体の実態を把握し地域の青少年を取り巻く社会環境健全化推進に資するため、県とも協調した取り組みを進めます。
311	教育推進部	青少年会館	青少年会館の運営管理	青少年活動を促進し、その健全な育成を図るため、安全で利用しやすい施設であるよう適正な管理及び運営を行います。
312	教育推進部	図書館	子どもの読書活動の推進	こどもの心の健やかな発達の支援として、読書活動を推進します。乳児期から本を楽しむ環境づくりと、本を通じた親子のふれあいを目指しブックスタート事業をはじめとする子どもたちが読書に親しむための事業を行います。
313	教育推進部	図書館	施設維持管理及び運営事業	老若男女、誰もが利用できる教育施設である本市の公立図書館として、図書館業務の円滑な遂行のため、図書館運営に関する設備等の管理保守点検業務等を行います。

314	教育推進部	図書館	図書館協議会事業	図書館法に基づき、図書館の行う図書館奉仕について、館長に対して意見を述べる機関として設置されている、茅ヶ崎市立図書館協議会の開催準備及び運営、会議録の作成を行います。また、任期満了の委員について、委嘱事務を行います。(現委員の任期令和8年5月25日)
315	教育推進部	図書館	図書館資料収集事業	図書購入のための茅ヶ崎市立図書館選定委員会により、資料収集に基づき本市の図書館にふさわしく、かつ、多様化する市民ニーズや社会状況に応じた幅広い分野からの資料収集を行い、図書館の資料の充実に努めます。地域の要望に応じた資料の収集を行います。
316	教育推進部	図書館	図書館利用及び貸出事業	市民の学習活動等を支援し、高度化・多様化するニーズに応えるため、貸出・返却や予約・リクエストサービスだけでなく、障がい者向けサービスや家庭配本サービスなど図書館利用における幅広いサービスを提供します。本館から遠い地域でも資料の利用ができるよう、本館、分館、各図書室等をつなぐ配送システムにより、他館(他図書室)所蔵の資料を貸出し、返却できるサービスを行います。
317	教育推進部	図書館	図書館自主事業	市民の自主的・自発的な学習活動を援助するために、図書館ボランティア、大学、民間との連携により、多様な学習機会の提供に努めるとともに、検証を行い、今後の読書活動へのきっかけづくりとなるように取り組みます。除籍資料等の再活用(リユース)のため、ブックリサイクルを実施します。
318	教育推進部	図書館	視聴覚資料事業	市民のニーズを把握した視聴覚資料(CD・DVD)の収集及び貸出しを行います。映像資料を活用し、市民のニーズに沿った映画会を実施します。視聴覚ライブラリーを運営し、資料の収集を行うとともに、茅ヶ崎市、藤沢市、寒川町に事務所等を有する団体に向けて映像機器(プロジェクター、スクリーン等)や上映権付の映像作品(DVD等)の貸出を行います。
319	教育推進部	図書館	図書館の相互利用事業	高度化・多様化する利用者及び市民の要望に対応するとともに、利用者及び市民の学習活動を支援する機能の充実を図るため、藤沢市、平塚市、寒川町との相互利用、県立図書館を通じた相互貸借、大学図書館との連携による相互利用を行います。